

令和3年度 障害者総合福祉推進事業

身体障害者補助犬の訓練及び認定等の
あり方に関する調査研究
報告書

令和4年3月

社会システム 株式会社

目次

I	事業要旨	1
1.	本調査研究の目的	1
2.	調査研究の結果概要	1
2. 1	介助犬・聴導犬の質の向上及び普及に向けた実態の整理・分析	1
2. 2	今後の介助犬・聴導犬の質の向上及び普及の取組のあり方の検討.....	2
II	事業の目的	3
III	事業の実施内容	3
IV	調査等の結果	4
1.	介助犬・聴導犬の質の向上及び普及に向けた実態の整理・分析.....	4
1. 1	訓練基準・認定要領にかかる実態の把握	4
1. 2	介助犬・聴導犬の質の向上及び普及に向けた実態の把握	48
2.	今後の介助犬・聴導犬の質の向上及び普及の取組のあり方の検討.....	52
2. 1	認定にかかる申請様式の統一化について	53
2. 2	リモート審査の方法等について.....	112
2. 3	認定審査委員の役割について	115
V	分析・考察	117
VI	成果等の公表計画	117
	参考資料	119
	参考資料－1：認定申請書類にかかるご意見のまとめ.....	120
	参考資料－2：リモートや録画を活用した認定審査について	125
	参考資料－3：審査委員の役割についての各法人の考え方の整理	127

I 事業要旨

1. 本調査研究の目的

身体障害者補助犬（以下、補助犬とする）は、身体障害者が補助犬を使用した自立と社会参加が図られるよう、その質の向上、普及が進むことが必要となっている。

平成 14 年には厚生労働省の検討会により「介助犬/聴導犬訓練基準」や「介助犬/聴導犬の認定要領」が報告され、現在も指針として活用されているが、具体的な訓練内容や認定基準などは明確に示されておらず、事業者に一任されているのが実情である。

本事業においては、訓練基準や認定要領に係る実態について把握することを目的とし、過年度調査での結果に加え、指定法人及び訓練事業者を対象としたアンケート調査や補助犬の使用者、訓練、認定に係る専門家へのアンケート調査ならびにヒアリング調査を実施し、訓練や認定の課題等を整理するとともに、訓練基準や認定要領と実態の比較を行った。また、これらの結果や厚生労働省で実施された「身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会」での認定要領及び訓練基準ワーキンググループでの検討も踏まえ、検討が必要な項目について抽出した。

抽出した項目について、今後の補助犬の質の向上及び普及のための取組のあり方を検討することを目的として「指定法人意見交換会」を設置、認定のあり方や認定に係る申請様式の統一化、審査委員の役割、リモート審査等について議論を行い、申請様式の統一フォーマットを作成した。

2. 調査研究の結果概要

2. 1 介助犬・聴導犬の質の向上及び普及に向けた実態の整理・分析

(1) 訓練基準と実態の比較分析

過年度及び本年度に実施したアンケート調査結果を活用し、訓練内容（基礎訓練、介助動作訓練、聴導動作訓練、合同訓練、継続的な訓練・指導）と訓練体制（専門家の協力体制、その他の協力体制）について訓練基準と実態の比較を行った。以下に、主な項目の結果概要を示す。

1) 訓練項目について

訓練基準として提示されている項目については、概ね各訓練事業者で訓練が実施されているものの、ドアの開閉やスイッチの操作など、特に介助動作訓練では実施されていない項目も複数存在していることが分かった。

2) 訓練日数

基準として示されている日数について、基礎訓練や合同訓練では基準を満たしているものの、介助動作訓練や聴導動作訓練では詳細な確認を必要とする事業者も存在することが分かった。

3) 専門職等との協力体制

医師や獣医師、理学療法士/作業療法士のみならず、必要に応じてボランティアの方とも協力体制を構築している事業者が多く、訓練基準で示されている協力体制については、多くの事業者で基準を満たしていることが分かった。

(2) 認定要領と実態の比較分析

本年度に実施したアンケート調査結果を活用し、認定審査（申請書類と書面審査、犬の動作検証、審査）について認定要領と実態の比較を行った。以下に、主な項目の結果概要を示す。

1) 書面審査について

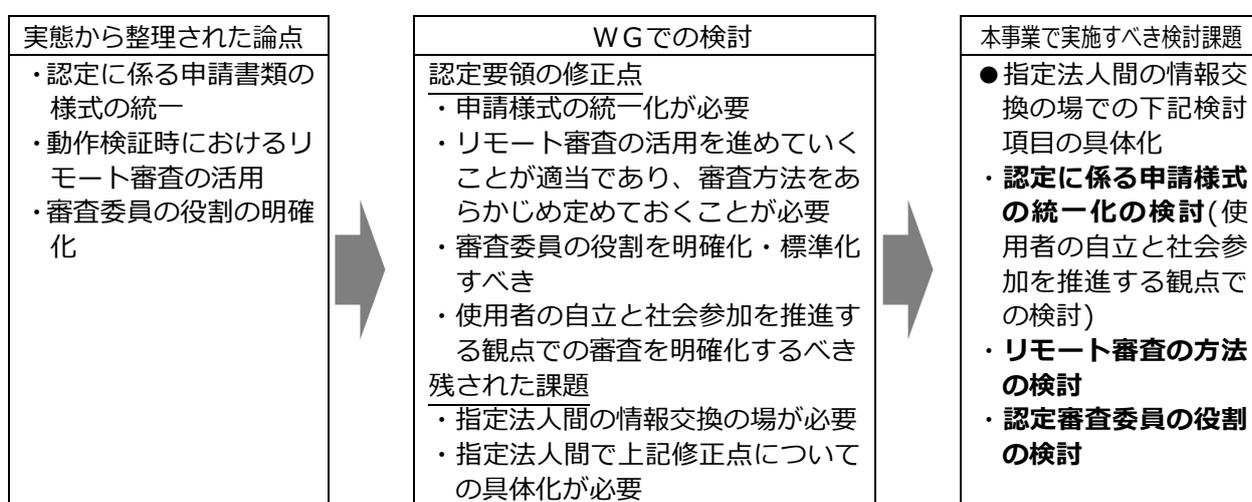
書面審査については、訓練がすべて終了し、総合評価・判定を受けているかを確認するものであるが、指定法人は評価基準（チェック事項）を設定したうえで書面審査を実施しており、認定要領の項目は満たしているものと想定される。

2) 犬の動作検証について

基礎訓練、介助動作訓練、聴導動作訓練の各項目について実地審査を実施、評価基準を設けたうえで判定を行っているため、認定要領の項目は満たしているものと想定される。

(3) 検討項目の抽出

アンケート調査等による実態把握、WGでの検討を踏まえ、本調査研究で取り組む検討項目として、認定要領に着目し、以下を抽出した。



2. 2 今後の介助犬・聴導犬の質の向上及び普及の取組のあり方の検討

指定法人を対象とした意見交換会を実施し、申請様式の統一化、リモート審査の方法、認定審査委員の役割について検討した。

1) 申請様式の統一化について

各指定法人の様式を踏まえて第1次案（たたき台）を作成、その内容をもとに意見交換会で議論を行い、介助犬/聴導犬の申請様式（指定法人統一フォーマット）を整理した。

2) リモート審査の方法について

リモートや録画を活用した認定審査について論点を明確にし、意見交換会で議論を行い、リモートや録画を活用した認定審査の実施方針（基本ベース案）を作成した。

3) 認定審査委員の役割について

指定法人を対象としたアンケート結果をもとに各審査委員の役割（各者が重点的に審査する視点等）について整理、意見交換会で議論を行い、認定審査委員の役割（基本ベース案）を作成した。

II 事業の目的

身体障害者補助犬（以下、補助犬とする）は、身体障害者が補助犬を使用して自立と社会参加が図られるよう、その質の向上、普及が進むことが必要となっている。

訓練については、身体障害者補助犬法施行規則に定める訓練基準に基づき行う事が位置付けられ、併せて平成 14 年に厚生労働省の検討会により「介助犬訓練基準」「聴導犬訓練基準」ならびに「介助犬の認定要領」「聴導犬の認定要領」が報告され、現在も指針として活用されているが、その後の見直しは行われていない。

これを受けて現在、「身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会（以下、あり方検討会とする）」が設置・開催され、①補助犬の質の向上、②補助犬使用者の視点からの見直し、③補助犬の普及・啓発の推進を具体的な事項として検討が進められている。

本事業では、このあり方検討会の検討を具体化する意見交換会を設置し、介助犬・聴導犬の訓練基準ならびに介助犬・聴導犬の認定要領の見直し検討に向けた分析、課題の整理、今後の施策の方向性等について検討・とりまとめを行うものとする。

III 事業の実施内容

本調査研究は、以下の内容項目を実施した。

1. 介助犬・聴導犬の質の向上及び普及に向けた実態の整理・分析

1.1 訓練基準・認定要領にかかる実態の把握

「平成 30 年度障害者総合福祉推進事業・身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究」で整理されている訓練の実態、また、「あり方検討会」で整理されている訓練事業者及び指定法人に対するヒアリング結果などに加え、訓練事業者及び指定法人に対するアンケート調査を実施し、訓練及び認定の実態を整理し、有意義な取組や課題等を整理した。

1.2 介助犬・聴導犬の質の向上及び普及に向けた実態の把握

介助犬・聴導犬の使用者、また訓練や認定に係る専門家への調査を実施し、介助犬・聴導犬の質の向上及び普及に向けた実態や課題を整理した。

2. 今後の介助犬・聴導犬の質の向上及び普及の取組のあり方の検討

今後の介助犬・聴導犬の質の向上及び普及の取組のあり方の検討として、認定要領の見直し検討に係る意見交換会を設置し、課題の整理、今後の施策の方向性等について検討・取りまとめを行った。

IV 調査等の結果

1. 介助犬・聴導犬の質の向上及び普及に向けた実態の整理・分析

1. 1 訓練基準・認定要領にかかる実態の把握

介助犬及び聴導犬の訓練基準・認定要領については、これまで開催されてきた「あり方検討会」での検討、また平成 30 年度障害者総合福祉推進事業（身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究¹、以下平成 30 年度推進事業）での実態把握等が行われてきた。これらにおける整理を受けて、残されている課題、本事業で実施すべき実態調査を以下に整理した。

	視点	あり方検討会で整理された課題	平成 30 年度推進事業で整理された課題		残された課題・本事業で実施すべき実態調査
			指定法人アンケート等	ヒアリング結果	
認定要領	① 統一した認定基準	<ul style="list-style-type: none"> 評価内容の統一化 認定審査の透明性 認定審査基準 試験科目の明文化 認定後の実施確認ができない 	<ul style="list-style-type: none"> 認定マニュアルの有無(100%あり) 審査の必要事項 書面審査の審査事項 基礎動作の検証の実施状況 介助/聴導動作の検証の実施状況 フォローアップ(利用者への確認方法、頻度) 認定に対する課題・展望 	<ul style="list-style-type: none"> 認定の前段階からの訓練事業者の申し出に基づく適性評価への関わり(認定試験までに強化すべき課題が洗い出せる) 適性評価等の記録(必ずしも作成・保管されていない、指定方針によって記録の作成・保管に関する基準がまちまち) 認定基準(同一法人でもまちまちになっているとの指摘事項あり) フォローアップ(実施や記録作成は法人によってまちまち) 	<ul style="list-style-type: none"> 指定法人に資料提供をいただき、認定基準について「まちまちである」かどうかの検証が必要 マニュアルや手順書があるか 審査の必要事項 書面審査の項目、様式 動作検証の方法、環境、具体的な評価事項
	② 認定申請様式の統一	<ul style="list-style-type: none"> 統一した様式 	<ul style="list-style-type: none"> 規定様式の有無(100%あり) 		<ul style="list-style-type: none"> 上記と同様に書面審査の項目、様式についての調査 様式に必須の項目と任意の項目の検討
	③ 審査委員に求められる役割	<ul style="list-style-type: none"> 審査に関わる委員の構成(どのような専門職を入れるべきか) 審査委員の役割の明確化 犬だけでなく使用者の状態も理解している人が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 審査委員の構成 訓練担当者が審査を行うことの有無 認定審査会の開催状況(回数、審査件数、参加審査委員) 適正な評価実施のための取組(外部機関の助言、外部委員など) 	<ul style="list-style-type: none"> 認定審査会の運用(訓練を行った団体が認定も行うことの透明性が低い) 認定審査にかかる時間(法人によってまちまち) 	<ul style="list-style-type: none"> 審査委員は「・・・等により」となっているため、どの役割を果たす人が必須かわからない。審査委員構成によりどのような審査が行われているかの検証が必要 各者がどのような役割で審査し

¹ 平成 30 年度障害者総合福祉推進事業（身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究報告書 2019 年 3 月）

	視点	あり方検討会で整理された課題	平成 30 年度推進事業で整理された課題		残された課題・本事業で実施すべき事態調査
			指定法人アンケート等	ヒアリング結果	
					<ul style="list-style-type: none"> ているか（求められる役割が規定されているか） 審査委員構成により、審査の視点がどう違うか
	④認定のリモート活用	<ul style="list-style-type: none"> 録画では評価できない どこができるか、どこができないか リモートの限界を踏まえた上でハイブリットな形ができないか 		<ul style="list-style-type: none"> 動作検証の審査を、動画を活用して実施している事例があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 実際に実施している事例について検証 録画/リアルタイムなのか 審査のどの部分をリモートにしているのか 実施している地域 など
訓練基準	①訓練基準	<ul style="list-style-type: none"> 日数、時間制限等の明確な基準 訓練環境の統一基準 個別の生活環境を鑑みることも必要 自立や社会参加の達成目標基準の明確化 訓練士の資格制度基準化➡盲導犬は訓練士養成の学校がある 聴導犬の訓練期間（10日）は、介助犬（40日）と同様にすべきか？ 訓練期間が希望者にとって長すぎる。日数ではなく時間数とすべきか？ 	<p>【介助犬訓練、聴導犬訓練、合同訓練の別】</p> <ul style="list-style-type: none"> 訓練項目(屋内/屋外の実施状況) 訓練場所 訓練記録(作成、保管) 訓練計画の作成(訓練開始のタイミング、使用者のニーズと評価方法、見直しの有無、記録の保管) 公共の場で訓練する場合の手続き フォローアップ(方法、タイミング、追加訓練/再訓練の記録) 課題・展望 	<ul style="list-style-type: none"> 訓練の内容(必ずしもマニュアル化されていない、公共の場の訓練の許可申請をしていない場合があった) 記録の作成・保管(作成状況はさまざま、慣例でやっていないなど見られた、作成している場合は情報共有や評価に活用している) 契約書等の取り交わし(取り交わしている事業者は少ない、必要性を感じていない) 	<ul style="list-style-type: none"> 訓練事業者に訓練に係る書式化がされているかの検証が必要 マニュアルの有無 訓練項目 訓練記録簿 記録の管理 訓練日数 訓練実施日数の実態 評価基準 評価基準の設定 基準内容 評価者 フォローアップ 実施者 実施頻度、方法、内容 リタイア時期 リタイアの目安 2 頭目への移行の手順
	②訓練士の役割		<ul style="list-style-type: none"> 訓練動作の評価者 人材育成の取組 質の担保のための第三者機関による評価 	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成(専門職の訓練への参加、訓練士研修の協同実施、犬や犬の訓練に知識が偏っている事例があった、事業者間の人材育成に対する認識の違い) 	<ul style="list-style-type: none"> 訓練士の実態 経験年数 採用基準 訓練事業者間の連携 連携の実態 必要な情報共有 医師や専門職等との連携

(1) 訓練事業者及び指定法人の取組実態の整理

先述した課題を踏まえ、訓練事業者及び指定法人の取組実態を把握するため、アンケート調査を実施した。

1) 訓練事業者を対象とした取り組み実態の把握

① 調査対象

全国の介助犬・聴導犬の訓練事業者²28 事業者を対象とした。

② 調査方法

介助犬・聴導犬の訓練・認定等に関するアンケート調査票を作成し、E-mail により電子調査票の配布・回収を行った。ただし、希望のあった事業者には紙面調査票の郵送発送・回収とした。

③ 調査実施期間

調査は令和 3 年 9 月に実施した。

④ 調査内容

主な調査内容は以下のとおりである。

- 団体の概要について（訓練士の数、補助犬の認定頭数など）
- マニュアル/様式/記録簿等について（決められたものがあるか、作成方法など）
- 補助犬の訓練・評価（訓練の日数、評価の方法・評価の基準など）
- フォローアップについて（フォローアップを行う人、内容、頻度など）
- 補助犬の使用期間について（リタイアの目安、次の補助犬への移行手順など）
- 連携について（訓練事業者間の連携、医師や専門家との連携など）

⑤ 回収結果

28 事業者のうち、13 事業者から回答を得た。

²第二種社会福祉事業届出状況一覧（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 R3.8.18 現在）

⑥ 調査結果

本項で、調査結果を示す。

《訓練士について》

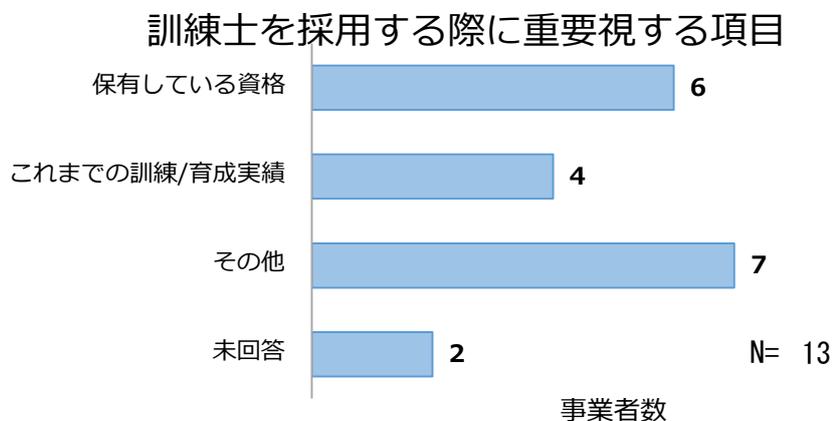
○事業者の訓練士の数

訓練士は2～4人の事業者が多い

訓練士の数	事業者数
1人	1
2人	4
3人	2
4人	1
5人	2
6人	1
7人	1

○訓練士を採用する際に重視する項目

訓練士を採用する際には、「保有している資格」や「その他」（意欲、コミュニケーション能力など）を重視する事業者が多い。



《主な保有資格》

- ・ドッグトレーナー/訓練士
- ・トリマー
- ・介護福祉士
- ・ヘルパー
- ・愛犬飼育管理士
- ・動物看護師
- ・理学療法士
- ・JCK 公認訓練士
- ・社会福祉士
- ・作業療法士

《主なその他の記述》

- ・なぜこの業務につきたいか（志望動機、意欲）
- ・障害者福祉への理解
- ・人と犬が好きで、社会貢献にやりがいを感じるかどうか
- ・補助犬に対する見識や訓練技術
- ・人柄
- ・対人コミュニケーション能力

《認定頭数》

○介助犬・聴導犬の認定頭数

平成30年度～令和2年度までの介助犬・聴導犬認定頭数は、0頭の事業者が多く、回答事業者の合計で、認定頭数は5頭以下である。

平成30年度

	0頭	1頭	2頭	3頭	4頭	5頭	N=
介助犬	6	3	1	0	0	0	11
聴導犬	5	2	1	2	0	0	10

令和元年度

	0頭	1頭	2頭	3頭	4頭	5頭	N=
介助犬	7	0	2	1	0	0	11
聴導犬	9	1	0	0	0	0	10

令和2年度

	0頭	1頭	2頭	3頭	4頭	5頭	N=
介助犬	5	2	1	1	1	0	11
聴導犬	8	1	1	0	0	0	10

《マニュアルの有無・作成方法》

○マニュアル等の有無

適性評価票や訓練マニュアル・フォローアップマニュアルなどは、多くの事業者で決められた様式がある。

	希望者の 適性評価票	補助犬ニーズ 調査票	補助犬訓練 マニュアル	補助犬訓練記録 の様式	フォローアップ マニュアル
あり	11	11	9	10	8
なし	1	1	3	2	4
未回答	1	1	1	1	1
N=	13	13	13	13	13

○マニュアル等の作成方法

マニュアル等の作成にあたっては、「これまでの育成を踏まえて」や「指定法人の審査要領を踏まえて」が多い。

これまでの育成を 踏まえて	他の育成団体を 参考に	指定法人の審査 要領を踏まえて	その他	未回答	N=
9	4	9	4	1	13

※複数回答

《その他の記述》

- ・ 介助犬先進国、アメリカ合衆国の団体も参考にした
- ・ 国際盲導犬連盟、日盲社協基準を参考にした
- ・ 訓練事業所と連携した合同訓練実施のために作成した

○訓練マニュアルがない場合の訓練方法

担当訓練者と相談しながら相談する事業者が多いが、ユーザーと相談しながら必要な動作や犬の状況から決めていく事業者もある。

○事業者独自の訓練項目

訓練にあたり、独自の訓練項目を設定している事業者は少ない。

あり	なし	未回答
3	9	2

《訓練日数》

○訓練の日数（基礎・動作訓練）

基礎訓練は、基礎訓練は最小 60 日から最大で 360 日、介助動作訓練は最小 100 日から最大 300 日、聴導動作訓練は最小 30 日から最大 180 日までで、事業者によってばらつきがある。

	～2か月程度	～3か月程度	～半年程度	半年以上	未回答	N=	最小日数	最大日数
基礎訓練	2	2	3	4	2	13	60	360
介助動作訓練	0	0	5	4	2	11	100	300
聴導動作訓練	1	0	7	1	1	10	30	180

○訓練の日数（合同訓練）

介助犬の合同訓練は最小 40 日から最大 90 日、聴導犬の合同訓練は最小 10 日から最大 90 日までで事業者によってばらつきがある。

	～半月程度	～1か月程度	～2か月程度	2か月以上	未回答	N=	最小日数	最大日数
介助犬合同訓練	0	0	9	1	1	11	40	90
聴導犬合同訓練	1	3	5	1	0	10	10	90

※介助犬・聴導犬の両方に届け出がある事業者で、介助犬・聴導犬で別々の回答がない場合は、同じ日数の合同訓練日数として集計した。

《訓練の評価基準》

○評価の基準

補助犬の訓練にあたり、多くの事業者では、定量的評価あるいは定性的評価を定め、訓練を実施しているが、明確な訓練基準が存在しない事業者もある。

(基礎動作の評価基準)

	基礎①	基礎②	基礎③	基礎④	基礎⑤	基礎⑥	基礎⑦	基礎⑧	基礎⑨
定量的評価	6	7	6	6	5	5	5	5	3
定性的評価	3	3	3	3	4	4	5	4	3
その他	2	2	2	2	2	2	2	2	3
評価基準なし	1	1	1	1	1	1	1	1	2
未回答	3	2	3	3	3	3	3	3	2
N=	13	13	13	13	13	13	13	13	10

(介助動作の評価基準)

	介助①	介助②	介助③	介助④	介助⑤	介助⑥	介助⑦	介助⑧	介助⑨	介助⑩	介助⑪
定量的評価	4	5	3	2	1	2	3	1	4	4	4
定性的評価	4	3	4	4	4	3	3	4	3	3	3
その他	1	1	1	2	2	2	2	2	1	2	1
評価基準なし	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1
未回答	2	2	3	3	4	4	3	4	2	2	3
N=	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

(聴導動作の評価基準)

	聴導①	聴導②	聴導③	聴導④	聴導⑤	聴導⑥	聴導⑦
定量的評価	4	4	4	4	4	4	4
定性的評価	3	3	3	3	3	3	3
その他	2	2	2	2	1	2	2
評価基準なし	1	1	1	1	0	1	1
未回答	1	1	1	1	1	1	1
訓練していない	0	0	0	0	1	0	0
N=	10	10	10	10	10	10	10

※評価基準は複数回答

《具体的な評価基準》

(定量的な評価)

・5段階で評価

・○一度の指示でできた、△複数回の指示でできた、×できない、の基準

(定性的な評価)

・誘導などの補助なく、自発的に完了できるようになるまで

・訓練士と様々な場所（イベント等）でデモを問題なくこなすことができること など

《基礎動作の訓練項目》

①呼んだら来る

②座る、伏せる、待つ、止まる

③②の状態について解除の意思表示があるまで維持できる

④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く

⑤指示された時・場所で排泄できる

⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる

⑦使用者に注目して集中することができる

⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる

⑨人と接する楽しさ・喜びを感じることができる（聴導犬のみ）

《介助動作の訓練項目》

①物の拾い上げ及び運搬

②特定の物を手元に持ってくる

③ドアの開閉

④スイッチの操作

⑤起立、体位変換時の介助

⑥車いすへの移乗介助

⑦歩行介助と姿勢支持

⑧階段昇降の介助

⑨車いすの牽引等

⑩衣服や靴等の着脱

⑪緊急時の連絡手段確保

《聴導動作の訓練項目》

①生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる

②音源に反応し音源場所に行く

③音源に反応し使用者を音源場所に誘導する

④音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す

⑤火災報知機等の警報音や危険信号を知らせる

⑥後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる

⑦その他使用者が求める音に対する反応動作

○評価基準の決め方

評価基準は、これまでの育成での経験や指定法人の審査要領を踏まえて決定している事業者がほとんどである。その他の基準としては、「インストラクター等の合議により判断」や「他国の基準を参考にしている」といった意見があった。

これまでの育成を踏まえて	指定法人の審査要領を踏まえて	他の育成団体を参考に	その他	未回答	N=
10	9	0	1	1	13

※複数回答

《その他の基準等》

- ・インストラクター、トレーナーの合議により判断
- ・Assistance Dogs International の Public Access Test を参考にしている

○補助犬の評価を保つ工夫

補助犬の質を保つために、団体職員ではない人や使用希望者に犬の評価をしてもらっている事業者が多い。

団体職員以外に評価	使用希望者に評価	その他	未回答	N=
6	7	4	1	13

※複数回答

《利用者の適性評価》

○使用希望者を把握する内容

基本属性、障害の内容・程度、生活環境、補助犬への理解・ニーズのいずれも、ほとんどの事業者が把握をしている。使用希望者に関する事項（把握）の内容は下記のとおりである。

	基本属性	障害の内容・程度	生活環境	補助犬に対する理解	補助犬に対するニーズ
あり	12	12	12	12	12
なし	0	0	0	0	0
未回答	1	1	1	1	1
N=	13	13	13	13	13

《主な把握内容》

(基本属性)

- ・ 家族構成
- ・ 学歴
- ・ 職歴（社会参加等）
- ・ 年齢
- ・ 性別 など

(障害の内容・程度)

- ・ 健康状態
- ・ 病歴、持病
- ・ 専門家による診察や評価
- ・ 障害の程度
- ・ 通院やリハビリの状況
- ・ 障害者手帳の確認 など

(生活環境)

- ・ 住環境全般
- ・ 職場や学校、定期的に外出する場所 など

(補助犬に対する理解)

- ・ 補助犬使用者としてのマナーやルール
- ・ 過去の犬の飼育歴
- ・ 衛生管理
- ・ 生き物へのいたわり など

(補助犬に対するニーズ)

- ・ 補助犬と何をしたいか
- ・ 使用者が希望する動作 など

《訓練の記録や管理》

○訓練記録の保管方法

訓練記録は紙媒体や電子媒体（あるいはその双方）で保管している事業者が多い。

紙媒体で保管	電子媒体で保管	その他	未回答	N=
10	6	1	0	13

※紙媒体・電子媒体で保管している事業者のうち、4事業者は紙と電子の両方で保管

○訓練記録の保管期間

保管期間は期限を年単位で定めている事業者もあれば育成が終わるまで、介助犬が引退するまでの事業者もある一方で、特に定めていない事業者もある。

〇年	育成終了（認定）	その他	未回答	N=
2	2	8	1	13

《保管期間の主な意見》

（〇年）

- ・ 5年
- ・ 20年

（その他）

- ・ 特に定めていない
- ・ 補助犬の引退まで
- ・ データ管理システムにより、永続的に保管

《フォローアップ》

○フォローアップに携わる人

補助犬の訓練士や訓練士以外に育成に携わった人がフォローアップを実施している事業者が多い。

補助犬の訓練士	訓練士以外に補助犬育成に携わった人	特に決まっていない	その他	未回答	N=
10	6	2	2	0	13

※複数回答

《その他の意見》

- ・遠隔地の場合、連携している他の訓練事業者の協力を受けたり、使用者の居住地域に支援ボランティアの会を立ち上げたりしている
- ・介助犬訓練事業者に依頼

○フォローアップの頻度

1年目は1か月に1回～3か月に1回など比較的高頻度で行われているが、2年目以降は半年に1回など頻度は減少する。

	1か月に1回程度	2か月に1回程度	3か月に1回程度	半年に1回程度	その他	未回答	N=
1年目	1	3	3	1	4	1	13
2年目以降	0	0	1	3	7	2	13

《その他の意見》

(1年目)

- ・課題に応じてフォローアップ実施を変えている。最低でも年1回実施
- ・新規の場合、卒業時、1か月後、3か月後、6か月後、1年後。代替えの場合、卒業時、3か月後、6か月後
- ・半年までは、月に3～5回程度 半年以降月1～2回程度

(2年目以降)

- ・課題に応じてフォローアップ実施を変えている。最低でも年1回実施
- ・原則年1回だが、必要に応じてそれ以上に行う

○フォローアップの方法

保管期間は期限を年単位で定めている事業者もあれば育成が終わるまで、介助犬が引退するまでの事業者もある一方で、特に定めていない事業者もある。

	対面（使用者宅へ訪問）	対面（使用者が来社）	WEB・電話・メールなど	その他	未回答	N=
1年目	12	5	8	3	1	13
2年目以降	11	7	8	4	1	13

※複数回答

《その他の意見》

(1年目・2年目共通)

- ・使用者とともに外出
- ・協会主催の研修会に参加

○フォローアップの内容

フォローアップの内容は以下のとおりである。

《フォローアップ内容の主な意見》

(1年目)

- ・ 自宅・パブリックでの行動確認・動作確認
- ・ 認定レベルの状態を確保できているか。他の要望、問題は無いかな
- ・ 動作の確認、生活環境に順応できているか、行動管理
- ・ 部分的な再訓練、その他気になることについて
- ・ 犬との生活の様子、犬の衛生・健康管理、作業の様子、勤務先の様子、外出時の様子等の確認、アドバイス
- ・ 基本的なルールが守られているか。自分流にアレンジされていないか。入店交渉 など

(2年目以降) 1年目以外のもの

- ・ 安定したチームワークが保てているか。曖昧になっていないか。犬の体調管理確認
- ・ ユーザーが必要と感じたこと
- ・ 実際に犬とユーザーの状況を見て、訓練事業者が必要と判断したこと など

《補助犬の使用期間》

○引退時期の目安

介助犬・聴導犬ともに、多くの事業者で年齢の上限を設定するとともに、使用者からの相談やフォローアップを通して引退時期を決めている。年齢の上限は、介助犬・聴導犬ともに概ね 10 才と設定している事業者が多い。

	年齢の上限を設定	使用者から相談を受けたときに判断	フォローアップで確認して判断	特に決めていない	未回答	N=
介助犬	8	6	8	1	1	11
聴導犬	7	8	9	1	0	10

※複数回答

《年齢の上限》

(介助犬)

- ・ 10 才/原則 10 才 (5 事業者)
- ・ 10 才。これ以降は 1 年ごとに判断 (1 事業者)
- ・ 10~11 才 (1 事業者)
- ・ 10 才 11 か月 (1 事業者)

(聴導犬)

- ・ 10 才/原則 10 才 (3 事業者)
- ・ 10 才。これ以降は 1 年ごとに判断 (1 事業者)
- ・ 10~11 才 (1 事業者)
- ・ 10~12 才 (2 事業者)

○次の補助犬への移行手順

次の補助犬への移行ステップとして、引退を見据えて数年前から使用者と相談を開始、リタイアの時期に合わせて犬を育成し、引き渡すことができるようにしている事業者が多い。

《次の補助犬への移行手順や期間・時期》主な意見

- ・ (引退 2 年前～) 引退時期の相談・次の候補犬へのニーズ等の確認・使用者の生活状況の確認 (引退 1 年前～) 候補犬のマッチング・基礎と聴導動作訓練開始 (使用者宅) (引退半年前～) 合同訓練 (引退前～) 合同訓練総合評価・認定試験。認定試験合格時に、1 頭目の引退
- ・ リタイア前に相談を受け準備を開始する。その準備期間としては約 1 年
- ・ 使用者と相談し、リタイア時期に合わせて犬を引き渡しできるように育成
- ・ 引退の 1~2 年前より使用者と相談し、引退の時期に 2 頭目の犬の合同訓練に入れるよう調整している
- ・ 引退の 1 年前から使用者と相談を開始し、リタイア時期に合わせて犬を育成、引き渡ししている
- ・ 引退の 4 年前から使用者と相談を開始し、リタイア時期に合わせて犬を育成、引き渡ししている

《訓練事業者間や専門家との連携》

○他の訓練事業者や指定法人との連携や情報共有の有無

他の訓練事業者や指定法人との連携や情報共有がある訓練事業者は回答があったうちの約半数であった。頻度は多い事業者では月に1回だが、不定期にやり取りする事業者もある。内容は、訓練についてはスキルアップの勉強会、セミナー参加などがみられた。

	他の訓練事業者	指定法人	その他
あり	7	7	0
なし	6	5	0
未回答	0	1	0
N=	13	13	0

《情報共有や連携をする頻度》

(他の訓練事業者)

- ・月に1回 (3事業者)
- ・年に数回 (1事業者)
- ・不定期や必要に応じて (2事業者)

(指定法人)

- ・月に1回 (1事業者)
- ・年に数回 (1事業者)
- ・年に1回 (1事業者)
- ・不定期や稀に (2事業者)
- ・合同訓練毎及び希望相談時)

《情報共有や連携をする内容》

(他の訓練事業者)

- ・訓練犬の導入
- ・スキルアップのための勉強会
- ・訓練 など

(指定法人)

- ・希望者の評価
- ・セミナーへの参加
- ・訓練基準の提供 など

○他の訓練事業者との連携意向 (前問で「連携がない」と回答した6事業者が対象)

現時点で連携がない訓練事業者も、今後は他の事業者と情報共有等の連携をしていきたい意向を持っている事業者が多い。

行いたい	行う必要はない	N=
5	1	6

○他の訓練事業者との連携したい内容（前問で「行いたい」と回答した5事業者が対象）

他の訓練事業者とは、訓練や認定、使用希望者について連携したいという意見が多い。また、実際の訓練場面を見たいという意見もあった。

訓練について	認定について	使用希望者について	その他	N=
3	4	4	1	5

※複数回答

《その他の意見》

・実際の訓練場面を見たい。社会的場面での認定犬の仕事ぶりも見たい

○情報共有の場への参加意向

他の訓練事業者との連携・情報共有について、そういった場があれば参加したい事業者がほとんどである。

	他訓練事業者	指定法人	その他
あり	12	13	0
なし	1	0	0
未回答	0	0	0
N=	13	13	0

○医師や専門職との連携

獣医師や医師はほぼすべての事業者が連携をしている。

	医師	獣医師	作業療法士	理学療法士	社会福祉士	ボランティア	その他
あり	10	12	7	6	9	8	2
なし	2	1	4	5	3	5	0
未回答	1	0	2	2	1	0	11
N=	13	13	13	13	13	13	13

2) 指定法人を対象とした取り組み実態の把握

① 調査対象

全国の指定法人³7 事業者を対象とした。

② 調査方法

介助犬・聴導犬の認定に関するアンケート調査票を作成し、E-mail により電子調査票の配布・回収を行った。

③ 調査実施期間

調査は令和 3 年 6 月に実施した。

④ 調査内容

主な調査内容は以下のとおりである。

- 認定申請の流れについて（認定までの流れ、申請書の確認など）
- 認定審査に係るマニュアルについて（作成有無、評価基準、見直しなど）
- 書面審査について（審査の体制、不適合時の流れなど）
- 実地審査の流れについて（流れ、審査項目・内容など）
- 実地審査の体制について（審査委員会の構成員、第三者評価など）
- リモート審査について（リモート審査の導入、導入時その内容など）

⑤ 回収結果

7 事業者（うち 6 事業者は介助犬・聴導犬、1 事業者は介助犬のみ）すべてから回答を得た。

³身体障害者補助犬法第 15 条に基づく指定法人（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 R3.8.18 現在）

⑥ 調査結果

本項で、調査結果を示す。

《認定申請の流れについて》

○申請書の申請から認定証発行までの流れ

どの指定法人においても、認定証発行までの流れは概ね同じで、

①相談⇒②訓練⇒③認定

という流れである。この流れは、介助犬・聴導犬によらず同じであり、①～③の各段階での訓練等の内容も同じであった。相談から認定までの各段階の取組・内容は以下に示す。

段階	取組・内容
①相談	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬使用についての相談（必要に応じて、体験や見学も実施） ・使用希望者の自宅訪問 ・使用希望者の面接や適性/適応診断 ・書類の準備（補助犬給付金事業への申請、契約書類等）
②訓練	（主として訓練事業者が実施） <ul style="list-style-type: none"> ・訓練計画の作成 ・候補犬の決定 ・訓練の実施（基礎訓練、介助動作訓練、聴導動作訓練） ・訓練の実施（合同訓練） （主として指定法人が実施） <ul style="list-style-type: none"> ・訓練中の支援や評価（中間、総合等）
③認定	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類（認定書類）の評価 ・認定審査委員会による確認（実地試験（動作検証）、面接試験） ・認定証の発行（認定）

○申請書の確認

認定申請書は、事業者の関係者が確認するが、社会福祉士、獣医師、訓練士だけでなく、理事長や事務局長などが確認をする場合もある。実施体制については、複数人で確認をする事業者が4事業者であった。

確認者	社会福祉士（ソーシャルワーカー）	3
	理事長 or 事務局長	1
	審査委員長、訓練士、獣医師、社会福祉士	1
	訓練士、医療関係者	1
	医師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、獣医師、介助犬訓練者、訓練実施施設所長、訓練実施施設課長	1
実施体制	複数で実施	4

《認定審査のマニュアルについて》

○認定審査の実施マニュアル作成状況

7事業者のうち6事業者で認定審査マニュアルが作成されている。また、1年未満にマニュアルの内容を更新した事業者は2つあるものの、それ以外の事業者では作成から10年以上の年月が経過している。

マニュアル作成状況	事業者数
作成している	6
作成していない	1

マニュアル作成からの時間経過	事業者数
1年未満（内容の更新）	2
5年以上	0
10年以上	4

○マニュアルの内容の見直し

内容を見直している事業者は5事業者あるものの、見直しのサイクルとしては定期的なものではなく随時である。また、検証体制は認定審査会で検討する場合が多い。

見直し有無/サイクル/体制	内容等	事業者数
見直しの有無	見直している	5
	見直していない	1
見直しのサイクル	随時	5
検証体制	認定審査会での検討	3
	法人内での検討	1
	医療関係者、訓練側、使用者側の意見に基づく	1

○書面審査の評価基準

訓練計画、訓練に関する記録、訓練者及び専門職らによる総合評価、当該犬との適合状況についての使用者の意見書、その他について、それぞれ評価基準を設けて判断している事業者が多い。訓練計画・訓練記録は必要な訓練日数や内容が満たされているか、総合評価・判定書は、使用者のニーズを踏まえて訓練が実施されているか、使用者の意見書は、使用者からの満足度等について評価基準を定めている。

項目	主な評価基準
訓練計画	・「補助犬の認定要領」に基づき、必要の訓練日数や内容を満たした訓練計画書が作成されているかを評価
訓練に関する記録	・訓練経過報告書や訓練サマリーが作成されており、訓練計画書に沿った訓練が実施されているかを評価 ・訓練記録の正確性やわかりやすさも評価
訓練者及び専門職らによる総合評価・判定書	・合同訓練総合評価表や総合評価表に基づき、適切な訓練が実施されたか（訓練の結果）を評価
当該犬との適合状況についての使用者の意見書	・使用者の自己評価や意見書をもとに、使用者本人のニーズを満たす補助犬となっているかどうかを評価
その他	・飼育管理や経済面、住環境などの使用者のことや候補犬の健康状態について評価

《書面審査について》

○書面審査の実施体制

訓練士は介助犬・聴導犬ともに全事業者で書面審査に携わっている。介助犬では、どの職種もほとんどの事業者で書面審査に携わり、聴導犬では心理職や身体障害者相談員が書面審査に携わる事業者は少ない。

書面審査に携わる職種

(介助犬：7事業者)

職種	事業者数
①医師	5
②獣医師	6
③作業療法士	5
④理学療法士	5
⑤社会福祉士	6
⑥訓練士	7
⑦その他	5

(聴導犬：6事業者)

職種	事業者数
①医師	4
②獣医師	5
③社会福祉士	5
④言語聴覚士	4
⑤心理職	0
⑥身体障害者相談員	1
⑦訓練士	6
その他	5

※認定要領に記載のある職種をピックアップ。表の見方としては、「(介助犬訓練事業者の場合)医師が書面審査に携わるのは5事業者ある」ということである。

書面審査の実施人数

(介助犬：7事業者)

職種	事業者数
①1～4人	1
②5～9人	4
③10人以上	2

(聴導犬：6事業者)

職種	事業者数
①1～4人	1
②5～9人	3
③10人以上	2

《その他の意見（書面審査に携わる人）》

(介助犬)

- ・事業者内部の人（理事長、障害者支援施設長、生活支援課長、総合相談部長、福祉用具プラザ所長）
- ・他の審査関連者（審査委員長、審査委員）

(聴導犬)

- ・事業者内部の人（理事長、障害者支援施設長、生活支援課長、総合相談部長、福祉用具プラザ所長、理学療法士）
- ・他の審査関連者（審査委員長、審査委員）
- ・耳鼻咽喉科医師

○書面審査で不適合となった場合の流れ

不適合とならないよう、事前にチェックをしたり、再度書類を作成したりするなどして対応している。

《不適合となった場合の流れ》主なもの

- ・不適合通知⇒再訓練⇒再審の受付・実施
- ・書類の不備は再対応・再作成を依頼⇒認定審査会にかける
- ・不適合がないよう認定申請前の総合評価や認定申請時に経過含めて確認
- ・不適合の結果送付・ポイント説明⇒再訓練・心身ケア、書類修正⇒不適合ポイントのみ実地試験（ほかの認定員には動画 or リモートでの資料提出）
- ・合同訓練で合格していることが前提。認定申請までに確認をしている

《実地審査について》

○実地審査の流れ

実地審査を実施するまでに審査委員の日程調整を実施。実地審査においては、現場で直接動作検証をする場合、現場で撮影を行い、別の日にビデオ映像（動画）を確認する場合がみられた。

項目	内容
書面審査～実地審査まで	<ul style="list-style-type: none">・実地試験ルート作成・実地試験参加審査委員との日程調整
実地審査～認定審査会まで	(現場で確認する場合) <ul style="list-style-type: none">・屋内/屋外（パブリックな場所など）での動作検証 ※屋内での動作検証後、屋外での動作検証など段階を踏む事業者もある
	(ビデオで確認する場合) <ul style="list-style-type: none">・実地試験の実施（ビデオ撮影）・認定審査会の日などの別日にビデオ映像を確認し審査・評価・

○動作訓練の審査項目・審査内容・審査場所・時間・審査基準

基礎動作・介助動作・聴導動作ともに、審査項目に対して詳しく基準を決めている事業者と全体的な基準として決めている事業者がある。審査の場所・時間・内容・基準は事業者によってまちまちである。

(基礎動作訓練の審査について (場所、時間、内容、基準))

訓練項目	審査の場所	審査の時間	審査の内容	審査の基準
呼んだら来る	屋内：訓練室、審査会場、自宅 など 屋外：施設周辺 など	10秒～10分程度	リードを外し、使用者と補助犬が離れた状況で呼ぶ	犬：使用者に集中できているか、指示に従えるか など 使用者：正確な指示ができるか、コミュニケーションが取れるか、補助犬の役割を把握できているか など 評価：3段階で評価
座る、また解除の意思表示があるまで維持できる	屋内：訓練室、審査会場、自宅 など 屋外：施設周辺、パブリック場面(店、駅、電車 など)	動作：10秒～1分程度 維持：1分程度	使用者の指示により座る 次の指示まで維持する 人が動いても維持する など	犬：使用者に集中できているか、指示に従えるか など 使用者：正確な指示ができるか、コミュニケーションが取れるか、補助犬の役割を把握できているか など 評価：3段階で評価
伏せる、また解除の意思表示があるまで維持できる	屋内：訓練室、審査会場、自宅 など 屋外：施設周辺、パブリック場面(店、駅、電車 など)	動作：10秒～1分程度 維持：1分程度	使用者の指示により伏せる 次の指示まで維持する 人が動いても維持する など	犬：使用者に集中できているか、指示に従えるか など 使用者：正確な指示ができるか、コミュニケーションが取れるか、補助犬の役割を把握できているか など 評価：3段階で評価
待つ、また解除の意思表示があるまで維持できる	屋内：訓練室、審査会場、自宅 など 屋外：施設周辺、パブリック場面(店、駅、電車 など)	動作：10秒～1分程度 維持：1分程度	使用者の指示により待つ 次の指示まで維持する 人が動いても維持する など	犬：使用者に集中できているか、指示に従えるか など 使用者：正確な指示ができるか、コミュニケーションが取れるか、補助犬の役割を把握できているか など 評価：3段階で評価
止まる、また解除の意思表示があるまで維持できる	屋内：訓練室、審査会場、自宅 など 屋外：施設周辺、パブリック場面(店、駅、道路 など)	動作：10秒～1分程度 維持：30秒～1分程度	使用者の指示により止まる 次の指示まで維持する 人が動いても維持する など	犬：使用者に集中できているか、指示に従えるか など 使用者：正確な指示ができるか、コミュニケーションが取れるか、補助犬の役割を把握できているか など 評価：3段階で評価
強く引っ張ることなく 落ち着いて歩く	屋内：店内 など 屋外：文化センター、道路、駅など	30秒程度、審査中 随時 など	歩くスピードに合わせてられる、引っ張らない 人込みでも落ち着いて使用者の横で歩く など	犬：使用者に集中できているか、指示に従えるか など 使用者：正確な指示ができるか、臨機応変に対応できるか、補助犬の役割を把握できているか など 評価：3段階で評価
指示された時・場所で 排泄できる	屋内：訓練室、トイレ など 屋外：ショッピングセンター、電車乗車前 など	1～10分程度、	使用者の指示により排泄できる	犬：使用者に集中できているか、指示に従えるか など 使用者：正確な指示ができるか、排泄のための適切な処置(準備・片付け等)ができているか など 評価：3段階で評価
音響、食物や他の動物 など様々な刺激や関心の 対象を無視できる	屋内：訓練室 など 屋外：文化センター、娯楽施設 など	10分程度、審査中 随時 など	商業施設などで普段通りに移動できる 背後で物を落とす 音やにおいのある場所での検証 など	犬：使用者に集中できているか、人込みで無視できるか など 使用者：正確な指示ができるか、落ち着いてハンドリングできるか など 評価：3段階で評価
使用者に注目して集中 することができる	屋内：訓練室 など 屋外：文化センター、電車内 など	3～10分程度	商業施設などで普段通りに移動できる 電車内で使用者に集中できる 訓練項目指示時に集中している など	犬：使用者に集中できているか、指示に従えるか など 使用者：正確な指示ができるか、落ち着いてハンドリングできるか など 評価：3段階で評価
指示された場所に入る	屋内：訓練室 など 屋外：文化センター、店、電車、エレベーター など	15分程度、審査中 随時 など	移動時になれない車への乗りこみ 商業施設などで普段通りに移動できる 買い物時に指示どおりに移動できる など	犬：使用者に集中できているか、指示に従えるか など 使用者：正確な指示ができるか、きちんと褒めているか など 評価：3段階で評価
人と接する楽しさ等を感じる (聴導犬のみ)	屋内：訓練室 など 屋外：文化センター、店、電車、エレベーター など	審査中随時 など	人が多い場所でも平常心でいられるか など	犬：使用者に集中できているか、指示に従えるか など 使用者：正確な指示ができるか、きちんと褒めているか など 評価：3段階で評価
その他		審査中随時 など	屋外で背後からの音(自転車等)を教えられるか など	犬：使用者に集中できているか、平常心でリラックスできているか など 使用者：補助犬の使用を意識できているか、平常心でリラックスできているか など

(介助動作訓練の審査について (場所、時間、内容、基準))

訓練項目	審査の場所	審査の時間	審査の内容	審査の基準
物の拾い上げ及び運搬	屋内：事業者施設内、自宅 など 屋外：店、文化センター ショッピングセンター など その他：動画	30秒～3分程度	携帯電話や鍵、コイン等を落として、指示を出して拾う など	犬：スムーズにできているか、指示を理解し的確にこなしているか、使用者に集中できているか など 使用者：正確な指示ができるか、コミュニケーションが取れるか など
特定の物を手元に持つてくる	屋内：事業者施設内、自宅 など 屋外：店、文化センター ショッピングセンター など その他：動画	30秒～10分程度	使用者の必要なものを指示し、持つてくる	犬：スムーズにできているか、指示を理解し的確にこなしているか、使用者に集中できているか など 使用者：正確な指示ができるか、コミュニケーションが取れるか など
ドアの開閉	屋内：事業者施設内、自宅 など 屋外：店、文化センター ショッピングセンター など その他：動画	30秒～10分程度	開き戸、引き戸などに応じて動作確認 ドアノブの場合は紐を引っ張る など	犬：スムーズにできているか、指示を理解し的確にこなしているか、使用者に集中できているか など 使用者：正確な指示ができるか、コミュニケーションが取れるか など
スイッチの操作	屋内：事業者施設内、自宅 など 屋外：店、文化センター ショッピングセンター など その他：動画	30秒～10分程度	使用者の指示で鼻を使って操作 介助動作の指示を出して実施 など	犬：スムーズにできているか、指示を理解し的確にこなしているか、使用者に集中できているか など 使用者：正確な指示ができるか、コミュニケーションが取れるか など
起立、体位変換時の介助	屋内：事業者施設内、自宅 など 屋外：店、文化センター ショッピングセンター など	30秒～10分程度	ベッド上で起立、体位変換等の介助を実施 介助動作の指示を出して実施 など	犬：スムーズにできているか、指示を理解し的確にこなしているか、使用者に集中できているか など 使用者：正確な指示ができるか、コミュニケーションが取れるか など
車いすへの移乗介助	屋内：事業者施設内、自宅 など 屋外：店、文化センター ショッピングセンター など	30秒～10分程度	移乗介助を実施 介助動作の指示を出して実施 など	犬：スムーズにできているか、指示を理解し的確にこなしているか、使用者に集中できているか など 使用者：正確な指示ができるか、コミュニケーションが取れるか など
歩行介助と姿勢支持	屋内：事業者施設内、自宅 など 屋外：店、文化センター ショッピングセンター など	30秒～10分程度	歩行介助、姿勢維持動作を実施 介助動作の指示を出して実施 など	犬：スムーズにできているか、指示を理解し的確にこなしているか、使用者に集中できているか など 使用者：正確な指示ができるか、コミュニケーションが取れるか など
階段昇降の介助	屋内：事業者施設内、自宅 など 屋外：店、文化センター ショッピングセンター など	30秒～10分程度	階段昇降動作を実施 介助動作の指示を出して実施 など	犬：スムーズにできているか、指示を理解し的確にこなしているか、使用者に集中できているか など 使用者：正確な指示ができるか、コミュニケーションが取れるか など
車いすの牽引等	屋内：事業者施設内、自宅 など 屋外：店、文化センター ショッピングセンター など その他：動画	30秒～10分程度	牽引動作を実施 介助動作の指示を出して実施 など	犬：スムーズにできているか、指示を理解し的確にこなしているか、使用者に集中できているか など 使用者：正確な指示ができるか、コミュニケーションが取れるか など
衣服や靴の着脱	屋内：事業者施設内、自宅 など 屋外：店、文化センター ショッピングセンター など その他：動画	30秒～10分程度	衣服や靴の着脱動作を実施 タグを引っ張って脱がせる など	犬：スムーズにできているか、指示を理解し的確にこなしているか、使用者に集中できているか など 使用者：正確な指示ができるか、コミュニケーションが取れるか など
緊急時の連絡手段確保	屋内：事業者施設内、自宅 など 屋外：店、文化センター ショッピングセンター など	30秒～10分程度	携帯電話を探して持つてくる 人を呼んでくる など	犬：スムーズにできているか、指示を理解し的確にこなしているか、使用者に集中できているか など 使用者：正確な指示ができるか、コミュニケーションが取れるか など
その他	屋外：ショッピングセンター など	15分程度	実際に買い物をするつもりで店内を移動 など	

(聴導動作訓練の審査について (場所、時間、内容、基準))

訓練項目	審査の場所	審査の時間	審査の内容	審査の基準
音を覚え知らせる (ドアノック/呼び鈴/チャイム)	屋内：事業者施設内、自宅 など その他：動画	30秒～10分程度	ドアノック音への反応 聴導動作の指示を出して実施 など	犬：役割を果たしているか など 使用者：落ち着いて犬をハンドリングできているか など 評価：3段階で評価
音を覚え知らせる (目覚まし時計/タイマー)	屋内：事業者施設内、自宅 など その他：動画	30秒～10分程度	目覚まし時計/キッチンタイマー音への反応 聴導動作の指示を出して実施 など	犬：役割を果たしているか など 使用者：落ち着いて犬をハンドリングできているか など 評価：3段階で評価
音を覚え知らせる (電話等通信機器)	屋内：事業者施設内、自宅 など その他：動画	30秒～10分程度	携帯電話の着信音への反応 聴導動作の指示を出して実施 など	犬：役割を果たしているか など 使用者：落ち着いて犬をハンドリングできているか など 評価：3段階で評価
音を覚え知らせる (火災報知器)	屋内：事業者施設内、自宅 など その他：動画	30秒～10分程度	緊急時のサイレン音への反応 聴導動作の指示を出して実施 など	犬：役割を果たしているか など 使用者：落ち着いて犬をハンドリングできているか など 評価：3段階で評価
音を覚え知らせる (他人からの呼び声)	屋内：事業者施設内、自宅 など 屋外：事業者施設 (待合室) など その他：動画	30秒～10分程度	待合室で使用者を呼ぶ声への反応 聴導動作の指示を出して実施 など	犬：役割を果たしているか など 使用者：落ち着いて犬をハンドリングできているか など 評価：3段階で評価
音を覚え知らせる (幼児の声)	屋内：事業者施設内、自宅 など 屋外：事業者施設 (待合室) など その他：動画	30秒～10分程度	聴導動作の指示を出して実施 など	犬：役割を果たしているか など 使用者：落ち着いて犬をハンドリングできているか など 評価：3段階で評価
音を覚え知らせる (やかんの沸騰音)	屋内：事業者施設内、自宅 など 屋外：事業者施設 (待合室) など その他：動画	30秒～10分程度	聴導動作の指示を出して実施 など	犬：役割を果たしているか など 使用者：落ち着いて犬をハンドリングできているか など 評価：3段階で評価
音源場所に行く	屋内：事業者施設内、自宅 など その他：動画	30秒～10分程度	ドアノック/目覚まし時計/キッチンタイマー/ 携帯電話の着信/緊急時のサイレンで音源を確認 聴導動作の指示を出して実施 など	犬：役割を果たしているか など 使用者：落ち着いて犬をハンドリングできているか など 評価：3段階で評価
音源場所に誘導する	屋内：事業者施設内、自宅 など その他：動画	30秒～10分程度	ドアノック/目覚まし時計/キッチンタイマー/ 携帯電話の着信/緊急時のサイレンで音源へ誘導 聴導動作の指示を出して実施 など	犬：役割を果たしているか など 使用者：落ち着いて犬をハンドリングできているか など 評価：3段階で評価
使用者に音源場所を示す	屋内：事業者施設内、自宅 など その他：動画	30秒～10分程度	ドアノック/目覚まし時計/キッチンタイマー/ 携帯電話の着信/緊急時のサイレンで音源へ誘導 聴導動作の指示を出して実施 など	犬：役割を果たしているか など 使用者：落ち着いて犬をハンドリングできているか など 評価：3段階で評価
火災報知機等の危険信号を知らせる	屋内：事業者施設内、自宅 など その他：動画	30秒～10分程度	緊急時のサイレン音を知らせる 聴導動作の指示を出して実施 など	犬：役割を果たしているか など 使用者：落ち着いて犬をハンドリングできているか など 評価：3段階で評価
後ろからの音を知らせる	屋内：事業者施設内、自宅 など 屋外：店舗への移動中 など	30秒～10分程度	後方からの自転車ベルに反応し、使用者に知らせる	犬：役割を果たしているか など 使用者：落ち着いて犬をハンドリングできているか など 評価：3段階で評価
その他	屋外：ショッピングセンター など	15分程度	実際に買い物をするつもりで店内を移動など	

《実地審査の審査体制について》

○審査委員会の構成員とその役割

介助犬・聴導犬ともに多くの専門職が実地審査に関わるが、それぞれの役割は明確に定められている。

(介助犬：7事業者)

職種	事業者	役割
訓練士	7	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者とのマッチング ・使用者の管理能力（ハンドリング、コントロール） ・補助犬と補助犬法への理解度 ・訓練の状況 など
医師	6	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者の身体的負担、補助犬の効果 ・健康への影響 など
獣医師	6	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬の身体状況や作業不可の確認 ・使用者の身体的負担、補助犬の効果 ・補助犬の健康状態 など
作業療法士	7	<ul style="list-style-type: none"> ・課題や管理方法等の判断 ・補助具としての役割遂行 ・自立や社会参加に寄与できるか ・使用者の福祉、幸福感、QOLを向上させているか など
理学療法士	7	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者の基本動作との関連から介助犬使用の判断 ・自立や社会参加に寄与できるか ・使用者の福祉、幸福感、QOLを向上させているか など
社会福祉士	7	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者と介助犬のマッチング ・周囲との関係性 ・使用者の福祉、幸福感、QOLを向上させているか など
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ・介助犬が使用者の役に立っているか、使用者が補助犬法によって与えられる権利を把握し、適切に使用できるか（法人理事長） ・補助犬法の理解（審査委員長） ・使用者の精神状態の安定についての指導（心理職） ・補助犬使用者としてふさわしいかどうかを審査（身体障害者相談員）など

(聴導犬：6事業者※)

職種	事業者	役割
訓練士	4	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者とのマッチング ・使用者の管理能力（ハンドリング、コントロール） ・補助犬と補助犬法への理解度 ・訓練の状況 など
医師	4	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者の身体的負担、補助犬の効果 ・健康への影響 など
獣医師	4	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬の身体状況や作業不可の確認 ・使用者の身体的負担、補助犬の効果 ・補助犬の健康状態 など
社会福祉士	4	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者と介助犬のマッチング ・周囲との関係性 ・使用者の福祉、幸福感、QOLを向上させているか など
言語聴覚士	4	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害を補完する手段としての適性及び犬とのコミュニケーション手段 ・自立や社会参加に寄与できるか ・使用者の福祉、幸福感、QOLを向上させているか など
心理職（心理士）	1	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者の精神状態の安定についての指導 など
身体障害者相談員	2	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬使用者としてふさわしいかどうかを審査 など
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ・介助犬が使用者の役に立っているか、使用者が補助犬法によって与えられる権利を把握し、適切に使用できるか（法人理事長） ・補助犬法の理解（審査委員長）

※2 事業者は未回答

○第三者評価を行う工夫

介助犬・聴導犬の審査ともに、第三者評価をしている事業者はしていない事業者よりも少ない。している場合の工夫としては、法人全体での対応やオブザーバーの参加によるものである。

(介助犬)

第三者の評価等	対応	事業者数
第三者評価の有無	している	2
	していない	5
している場合の工夫	法人全体で対応を定めている	1
	オブザーバーとして、獣医師で訓練士でもある方に入っただき、使用者の管理能力もチェックいただいていた	1

(聴導犬)

第三者の評価等	対応	事業者数
第三者評価の有無	している	2
	していない	3
している場合の工夫	法人全体で対応を定めている	1
	オブザーバーとして、獣医師で訓練士でもある方に入っただき、使用者の管理能力もチェックいただいていた	1

《リモート審査について》

○リモート審査

リモート審査を導入している事業者は介助犬の審査では4事業者、聴導犬の審査では3事業者。リモート審査の対応としては録画が多く、審査項目は実際場面の介助動作や面接、成果の披露などである。リモート審査導入の条件として、昨今の新型コロナウイルス感染予防対策として導入した事業者と、認定審査と併用ができると考えている事業者がある。

(介助犬)

リモート審査の導入等	状況等	事業者数
導入の有無	している	4
	していない	3
している場合の 対象の画像	録画	2
	リアルタイム動画	1
している場合の 審査項目	実際場面の介助動作	1
している場合の条件	緊急事態宣言でやむを得ず一度実施	1
	認定審査との併用ができる	1

※遠隔地で来所が困難な場合の利用が今後の検討課題であるとした指定法人あり。

※コロナ対応のために今後実施予定とした法人あり。

※リモート審査は行っていないが、導入するとして録画が審査の対象になる場合の条件として以下を挙げた法人あり。

- ・質の高い医者や獣医師などを実地試験に立ち合わせるための調整は極めて困難であるため、実地に関しては、録画を主な手段として用いるケースが多い。試験項目が多い場合や受験者の体調によっては、実地試験は2-3日に及ぶこともあり、その場合は日程の調整はさらに困難になるために録画を用いる場合が多い。また、当協会は使用者の体調や体力を考慮し、最後の面接試験以外は訓練から実地試験までは受験者(受講者)の自宅とその周辺まで出向くようにしている。

(聴導犬)

リモート審査の導入等	状況等	事業者数
導入の有無	している	3
	していない	2
している場合の 対象の画像	録画	3
	リアルタイム動画	1
している場合の 審査項目	実際場面の介助動作	1
	面接。基礎訓練及び訓練成果の披露	1
している場合の条件	コロナ禍の感染予防として	1
	認定審査との併用ができる	1

※リモート審査は行っていないが、導入するとして録画が審査の対象になる場合の条件として以下を挙げた法人あり。

- ・質の高い医者や獣医師などを実地試験に立ち合わせるための調整は極めて困難であるため、実地に関しては、録画を主な手段として用いるケースが多い。試験項目が多い場合や受験者の体調によっては、実地試験は2-3日に及ぶこともあり、その場合は日程の調整はさらに困難になるために録画を用いる場合が多い。また、当協会は使用者の体調や体力を考慮し、最後の面接試験以外は訓練から実地試験までは受験者(受講者)の自宅とその周辺まで出向くようにしている。

(2) 既存の基準と実態の比較分析

既存の基準として、訓練基準⁴⁵・認定要領⁶⁷ともに介助犬・聴導犬の別に定められている。事業者がこの訓練基準及び認定要領に則って訓練や認定を実施しているのか比較を行う。

1) 訓練基準と実態の比較分析

介助犬及び聴導犬の訓練基準においては、以下の項目が定められている。

- 訓練内容等について
 - 基礎訓練
 - 介助動作訓練（介助犬のみ）
 - 聴導動作訓練（聴導犬のみ）
 - 合同訓練
 - 継続的な訓練・指導
- 訓練体制について
 - 訓練者の要件
 - 専門職の協力体制
 - その他の協力体制
- 補助犬の適性について
 - 身体
 - 性質
- 適正犬の確保及び健康管理等について
 - 安定的な確保
 - 健康管理等

本調査では、アンケート調査での設問を踏まえ

- 訓練内容について（基礎訓練、介助動作訓練、聴導動作訓練、合同訓練、継続的な訓練・指導）
 - 訓練体制について（専門家の協力体制、その他の協力体制）
- の各項目について、基準と実態の比較を行った。

⁴ 介助犬訓練基準 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000702558.pdf>)

⁵ 聴導犬訓練基準 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000702560.pdf>)

⁶ 介助犬の認定要領 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000702562.pdf>)

⁷ 聴導犬の認定要領 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000702564.pdf>)

これらの資料は、第3回身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会にて示されたものである。

① **基礎訓練（1つの項目（⑨）を除き、介助犬と聴導犬で共通）**

訓練基準によれば、基礎訓練の内容については、以下のように定められている。このうち、訓練項目、訓練場所、訓練日数について基準と実態の比較を行う。

基礎訓練とは、犬に対する基本的なレベルの訓練をいう。なお、通常生後12か月から24か月の間に訓練を開始するのが望ましい。

（1）基礎訓練においては、概ね次のような基本動作を確実に出来るよう訓練すること。

- ① 呼んだら来る
- ② 座る、伏せる、待つ、止まる
- ③ ②の状態について、解除の意思表示があるまで維持できる
- ④ 強く引っ張ることなく落ち着いて歩く
- ⑤ 指示された時・場所で排泄できる
- ⑥ 音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる
- ⑦ 使用者に注目して集中することができる
- ⑧ 指示された場所（部屋、車等）に入ることができる
- ⑨ 人と接する楽しさ・喜びを感じることができる（聴導犬のみ）

（2）上記の基本動作は、室内におけるだけでなく屋外においても行えるように訓練されなければならない。その場合、次のような環境においても、必要に応じて可能な限り訓練を行うこと。ただし、その際には、受け入れ側の事情にも配慮しつつ、犬が一定程度習熟された段階で実施するものとし、訓練者は周囲の人や施設に迷惑・危害をおよぼさないように責任をもって管理すること。

- ① 公共交通機関（電車、バス等）
- ② ホテル等の宿泊施設
- ③ スーパー、百貨店等の商業施設
- ④ レストラン、喫茶店等の飲食施設

（3）基礎訓練は、実働日数として概ね60日間以上行うこと。

（訓練項目）

訓練事業者の評価基準（下表、再掲）によれば、未回答の事業者は不明であるが、概ねの事業者においては、8つ（聴導犬は9つ）の項目について評価基準は様々であるが訓練が実施されていることがわかる。

（補足：平成30年度推進事業においても基礎訓練の実施状況を確認しており、各項目の訓練を実施していない事業者は存在しなかった）

	基礎①	基礎②	基礎③	基礎④	基礎⑤	基礎⑥	基礎⑦	基礎⑧	基礎⑨
定量的評価	6	7	6	6	5	5	5	5	3
定性的評価	3	3	3	3	4	4	5	4	3
その他	2	2	2	2	2	2	2	2	3
評価基準なし	1	1	1	1	1	1	1	1	2
未回答	3	2	3	3	3	3	3	3	2
N=	13	13	13	13	13	13	13	13	10

※評価基準は複数回答

(訓練場所)

本年度のアンケート調査においては、訓練の場所は設問を設けていないが、当該項目については平成 30 年度推進事業にて確認をしている。当時の調査結果によれば、屋内では概ね 8 割以上が、屋外では概ね 7 割以上が各項目の訓練を実施している。屋外の訓練場所としては

- 公共交通機関（電車やバスなど） 17 事業者（77%）
- ホテル等の宿泊施設 5 事業者（23%）
- スーパー、百貨店等の商業施設 17 事業者（77%）
- レストラン、喫茶店等の飲食施設 16 事業者（73%）

であり、ホテル等の宿泊施設では 20%程度の低い実施率であるが、それ以外の場所では 7 割を超える実施率である。

(訓練日数)

基礎訓練の訓練日数は実働日数として 60 日以上と定められており、本年度のアンケート調査結果（下表、再掲）によれば、いずれの事業者でも 60 日以上の訓練日数は確保しているものと考えられる。

	～2か月程度	～3か月程度	～半年程度	半年以上	未回答	N=	最小日数	最大日数
基礎訓練	2	2	3	4	2	13	60	360
介助動作訓練	0	0	5	4	2	11	100	300
聴導動作訓練	1	0	7	1	1	10	30	180

② 介助動作訓練

訓練基準によれば、介助動作訓練の内容については、以下のように定められている。このうち、訓練項目、訓練場所、訓練日数について基準と実態の比較を行う。

介助動作訓練とは、肢体不自由者の日常生活動作を介助するために必要な動作訓練をいう。

(1) 介助動作訓練においては、使用者のニーズに応じて、概ね次のような介助動作を確実にこなせるよう訓練すること。

- ① 物の拾い上げ及び運搬
- ② 特定の物を手元に持ってくる
- ③ ドアの開閉
- ④ スイッチの操作
- ⑤ 起立、体位変換時の介助
- ⑥ 車いすへの移乗介助
- ⑦ 歩行介助と姿勢支持
- ⑧ 階段昇降の介助
- ⑨ 車いすの牽引等
- ⑩ 衣服や靴等の着脱
- ⑪ 緊急時の連絡手段確保

(2) 上記の介助動作は、室内におけるだけでなく屋外においてもこなせるように訓練されなければならない。

(3) 介助動作訓練は、実働日数として概ね120日間以上行うこと。但し、介助動作訓練は基礎訓練と並行して実施して差し支えない。

(4) 介助動作訓練は、専門職との協力体制によって使用者の障害とニーズについての正しい評価に基づいて作成された訓練計画により行うこと。

(5) 介助動作訓練の過程において、使用者と候補犬との適合評価をできるだけ早期に行うこと。

(訓練項目)

訓練事業者の評価基準（下表、再掲）によれば、未回答の事業者は不明であるが、概ねの事業者においては、11の項目について評価基準は様々であるが訓練が実施されていることがわかる。

(補足：平成30年度推進事業においても介助動作訓練の実施状況を確認しており、③ドアの開閉～⑪緊急時の連絡手段確保の項目で訓練未実施の事業者が存在していた。平成30年推進事業時点では実施していなかったものの、本年度調査時点では実施するようになった可能性がある)

	介助①	介助②	介助③	介助④	介助⑤	介助⑥	介助⑦	介助⑧	介助⑨	介助⑩	介助⑪
定量的評価	4	5	3	2	1	2	3	1	4	4	4
定性的評価	4	3	4	4	4	3	3	4	3	3	3
その他	1	1	1	2	2	2	2	2	1	2	1
評価基準なし	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1
未回答	2	2	3	3	4	4	3	4	2	2	3
N=	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

※評価基準は複数回答

(訓練場所)

本年度のアンケート調査においては、訓練の場所は設問を設けていないが、基礎訓練と同様に当該項目については平成 30 年度推進事業にて確認をしている。当時の調査結果によれば、屋内では①物の拾い上げ及び運搬、②特定の物を手元に持ってくる、③ドアの開閉、④緊急時の連絡手段確保、についてはすべての事業者で実施しているものの、それ以外の④スイッチの操作～⑩衣服や靴等の着脱については実施していない事業者があった。また、屋外での訓練についても、①物の拾い上げ及び運搬、②特定の物を手元に持ってくる、についてはすべての事業者で実施しているものの、それ以外の項目では実施していない事業者があった。利用者のニーズに合わせて取捨選択して実施していない項目があるものと想定される。

(訓練日数)

介助動作訓練の訓練日数は実働日数として 120 日以上と定められている。本年度のアンケート調査結果(下表、再掲)によれば、120 日に満たない事業者も存在するが(最小日数 = 100 日)、介助動作訓練と基礎訓練は並行して実施しても可、となっていることから、基礎訓練として日数にカウントされていることも考えられるが、詳細は不明のため、訓練日数については改めて各事業者に確認する必要がある。

	～2か月程度	～3か月程度	～半年程度	半年以上	未回答	N=	最小日数	最大日数
基礎訓練	2	2	3	4	2	13	60	360
介助動作訓練	0	0	5	4	2	11	100	300
聴導動作訓練	1	0	7	1	1	10	30	180

③ 聴導動作訓練

訓練基準によれば、聴導動作訓練の内容については、以下のように定められている。このうち、訓練項目、訓練場所、訓練日数について基準と実態の比較を行う。

聴導動作訓練とは、聴覚障害者の日常生活に必要な音に適切に対応する動作訓練をいう。

(1) 聴導動作訓練においては、使用者のニーズに応じて、概ね次のような音に対する反応動作を確実に行えるよう訓練すること。

① 生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる
(例)
ア ドアノック・呼び鈴・チャイム
イ 目覚まし時計、キッチンタイマー等の各種タイマー
ウ ファックス、携帯電話等の通信機器
エ 火災報知器
オ 他人からの呼び声
カ 赤ちゃんや幼児の声
キ やかんの沸騰音

② 音源に反応し音源場所に行く
③ 音源に反応し使用者を音源場所に誘導する
④ 音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す
⑤ 火災報知器等の警報音や危険信号を知らせる
⑥ 後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる
⑦ その他使用者が求める音に対する反応動作

(2) 上記の聴導動作は、室内におけるだけでなく、必要に応じて屋外においても行えるように訓練されなければならない。

(3) 聴導動作訓練は、実働日数として概ね100日間以上行うこと。但し、聴導動作訓練は基礎訓練と並行して実施して差し支えない。

(4) 聴導動作訓練は、専門職との協力体制によって使用者の障害とニーズについての正しい評価に基づいて作成された訓練計画により行うこと。

(5) 聴導動作訓練の過程において、使用者と候補犬との適合評価をできるだけ早期に行うこと。

(訓練項目)

訓練事業者の評価基準（下表、再掲）によれば、未回答の事業者は不明であるが、概ねの事業者においては、7つの項目について評価基準は様々であるが訓練が実施されていることがわかる。

「⑤火災報知機等の警報音や危険信号を知らせる」のみ訓練を実施していないと回答した事業者が存在した。

(補足：平成30年度推進事業においても介助動作訓練の実施状況を確認しており、⑤火災報知機等の警報音や危険信号を知らせる、の項目で訓練未実施の事業者が存在していた。)

	聴導①	聴導②	聴導③	聴導④	聴導⑤	聴導⑥	聴導⑦
定量的評価	4	4	4	4	4	4	4
定性的評価	3	3	3	3	3	3	3
その他	2	2	2	2	1	2	2
評価基準なし	1	1	1	1	0	1	1
未回答	1	1	1	1	1	1	1
訓練していない	0	0	0	0	1	0	0
N=	10	10	10	10	10	10	10

※評価基準は複数回答

(訓練場所)

本年度のアンケート調査においては、訓練の場所は設問を設けていないが、基礎訓練と同様に当該項目については平成 30 年度推進事業にて確認をしている。当時の調査結果によれば、屋内ではすべての項目について訓練を実施、屋外では⑤火災報知機等の警報音や危険信号を知らせる、については実施していない事業者があった。利用者のニーズに合わせて取捨選択して実施していない項目があるものと想定される。

(訓練日数)

聴導動作訓練の訓練日数は実働日数として 100 日以上と定められている。本年度のアンケート調査結果(下表、再掲)によれば、100 日に満たない事業者も存在するが(最小日数=30 日)、聴導動作訓練と基礎訓練は並行して実施しても可、となっていることから、基礎訓練として人数にカウントされていることも考えられるが、詳細は不明のため、訓練日数については改めて各事業者に確認する必要がある。

	~2か月程度	~3か月程度	~半年程度	半年以上	未回答	N=	最小日数	最大日数
基礎訓練	2	2	3	4	2	13	60	360
介助動作訓練	0	0	5	4	2	11	100	300
聴導動作訓練	1	0	7	1	1	10	30	180

④ 合同訓練

訓練基準によれば、合同訓練の内容については、以下のように定められている。このうち、訓練日数について基準と実態の比較を行う。

合同訓練とは、使用者本人が犬に指示をして、基礎動作及び聴導動作を適切に行わせることができるようにする適合訓練をいう。

(1) 合同訓練においては、概ね次のような訓練及び使用者に対する指導を行うこと。

- ①使用者の障害やニーズに合わせた訓練
- ②使用者の生活環境（室内外）に合わせた訓練
- ③使用者に対する犬の飼育管理、健康管理、給餌、排泄等に関する指導
- ④公共交通機関、宿泊施設、商業施設及び飲食施設等の利用施設に同伴する訓練

(2) 合同訓練においては、使用者に対する犬とのコミュニケーション手段の指導を行うこと。

(3) 合同訓練は、実働日数として概ね 40 日間以上（聴導犬は 10 日間以上）行うこと。

(4) 合同訓練の最終段階では、使用者の自宅、職場又は学校において(1)の①から③の内容を概ね 10 日間以上（聴導犬は 5 日間以上）行うこと。

(5) (1)の④については、受け入れ側の事情にも配慮しつつ、実施するものとし、訓練者は周囲の人や施設に迷惑・危害をおよぼさないように責任をもって管理すること。

(訓練日数)

合同訓練の訓練日数は実働日数として介助犬では 40 日以上、聴導犬では 10 日以上と定められている。本年度のアンケート調査結果（下表、再掲）によれば、訓練日数を満たさない事業者は存在しない（最小日数（介助犬=40 日、聴導犬=10 日））。

	～半月程度	～1か月程度	～2か月程度	2か月以上	未回答	N=	最小日数	最大日数
介助犬合同訓練	0	0	9	1	1	11	40	90
聴導犬合同訓練	1	3	5	1	0	10	10	90

⑤ 継続的な訓練・指導

補助犬使用者の障害やニーズ、環境変化等に対応するため、引き渡し後も継続的に訓練や指導（フォローアップ）を行うことと定められている。

補助犬使用者の障害やニーズの変化あるいは環境の変化等に対応するため、犬の引き渡し後においても継続的な訓練及び指導を行うこと。

(1) 継続的な訓練及び指導は、概ね次の点について行うこと。

- ① 使用者の障害やニーズの変化に応じた補充訓練
- ② 環境の変化に応じた追加訓練
- ③ 使用者の必要に応じ、犬の基礎動作及び聴導動作の再訓練
- ④ 聴導犬の健康状態及び行動・作業状況の確認と指導
- ⑤ 犬のリタイア時期及びリタイア後の対応についての相談・指導

(2) 最低1年に1回は、(1)の①から④の内容について使用者から報告を求めるとともに、必要に応じて自宅を訪問する等により継続的な指導を行うこと。

なお、最初の1年目は2～3ヶ月に一度は報告を求めると。

(フォローアップの頻度)

フォローアップの頻度（下表、再掲）については、2～3か月に満たない（1年目）事業者もあるが、ほとんどの事業者では2～3か月に1回よりも多い頻度でのフォローアップを実施している。2年目以降は年に1回は実施する事業者が多く、概ね基準を満たしているものと考えられる。

	1か月に1回程度	2か月に1回程度	3か月に1回程度	半年に1回程度	その他	未回答	N=
1年目	1	3	3	1	4	1	13
2年目以降	0	0	1	3	7	2	13

《その他の意見》

(1年目)

- ・課題に応じてフォローアップ実施を変えている。最低でも年1回実施
- ・新規の場合、卒業時、1か月後、3か月後、6か月後、1年後。代替えの場合、卒業時、3か月後、6か月後
- ・半年までは、月に3～5回程度 半年以降月1～2回程度

(2年目以降)

- ・課題に応じてフォローアップ実施を変えている。最低でも年1回実施
- ・原則年1回だが、必要に応じてそれ以上に行う

(フォローアップの方法・内容)

フォローアップの方法(下表、再掲)については、ほとんどの事業者で対面(使用者宅へ訪問)での実施であり、基準を満たしているものと想定される。

内容についても、動作確認や再訓練など、使用者のニーズを見ながら判断しているものと想定され、基準は問題なくクリアできているものと想定される。

	対面(使用者宅へ訪問)	対面(使用者が来社)	WEB・電話・メールなど	その他	未回答	N=
1年目	12	5	8	3	1	13
2年目以降	11	7	8	4	1	13

《フォローアップ内容の主な意見》

(1年目)

- ・ 自宅・パブリックでの行動確認・聴導動作確認
- ・ 認定レベルの状態を確保できているか。他の要望、問題は無いかなど
- ・ 動作の確認、生活環境に順応できているか、行動管理
- ・ 部分的な再訓練、その他気になることについて
- ・ 犬との生活の様子、犬の衛生・健康管理、作業の様子、勤務先の様子、外出時の様子等の確認、アドバイス
- ・ 基本的なルールが守られているか。自分流にアレンジされていないか。入店交渉 など

(2年目以降) 1年目以外のもの

- ・ 安定したチームワークが保てているか。曖昧になっていないか。犬の体調管理確認
- ・ ユーザーが必要と感じたこと。実際に犬とユーザーの状況を視てこちらが必要と判断したこと など

(補助犬の引退時期の相談等)

補助犬の引退時期（下表、再掲）については、使用者と相談しながら決めており、次の補助犬への手順としても、1～4年程度前を目安に使用者との相談を開始、並行して育成をしながら移行していくという手順を踏んでおり、基準を満たしているものと想定される。

	年齢の上限を設定	使用者から相談を受けたときに判断	フォローアップで確認して判断	特に決めていない	未回答	N=
介助犬	8	6	8	1	1	11
聴導犬	7	8	9	1	0	10

※複数回答

《年齢の上限》

(介助犬)

- ・10才/原則10才（5事業者）
- ・10才。これ以降は1年ごとに判断（1事業者）
- ・10～11才（1事業者）
- ・10才11か月（1事業者）

(聴導犬)

- ・10才/原則10才（3事業者）
- ・10才。これ以降は1年ごとに判断（1事業者）
- ・10～11才（1事業者）
- ・10～12才（2事業者）

○次の補助犬への移行手順

次の補助犬への移行ステップとして、引退を見据えて数年前から使用者と相談を開始、リタイアの時期に合わせて犬を育成し、引き渡すことができるようにしている事業者が多い。

《次の補助犬への移行手順》主な意見

- ・（引退2年前～） 引退時期の相談・次の候補犬へのニーズ等の確認・使用者の生活状況の確認（引退1年前～） 候補犬のマッチング・基礎と聴導動作訓練開始（使用者宅）（引退半年前～） 合同訓練（引退前～） 合同訓練総合評価・認定試験。認定試験合格時に、1頭目の引退
- ・リタイア前に相談を受け準備を開始する。その準備期間としては約1年。（最も一般的な流れ）
- ・使用者と相談し、リタイア時期に合わせて犬を引き渡しできるように育成
- ・引退の1～2年前より使用者と相談し、引退の時期に2頭目の犬の合同訓練に入れるよう調整している
- ・引退の1年前から使用者と相談を開始し、リタイア時期に合わせて犬を育成、引き渡ししている
- ・引退の4年前から使用者と相談を開始し、リタイア時期に合わせて犬を育成、引き渡ししている

⑥ 専門職等との協力体制

育成団体は、医師や獣医師、作業療法士など専門的な知識を有する者やボランティアなどの協力体制を確保しておくこととされている。

補助犬育成団体は、医師、獣医師、作業療法士、理学療法士、社会福祉士等の専門的知識を有する者の協力体制を確保しておくこと。

少なくとも次のような評価等は、介助犬育成団体のみによって行われるのではなく、その内容に応じ、専門的知識を有する者とともに行われること。

- ① 候補犬導入段階における犬の身体面及び性質面の適性評価（特に身体面では、代表的遺伝性疾患で問題となる眼、心臓、関節の評価を含む）
- ② 使用者の適性・適応評価
- ③ 使用者のニーズ評価と介助訓練計画の作成
- ④ 使用者と候補犬との適合評価
- ⑤ 合同訓練終了後の総合評価・判定

必要に応じて、地域の障害関係施設、福祉関係者、ボランティア等の協力体制を確保しておくこと。

（協力体制）

育成団体は医師や獣医師、作業療法士などの専門職、またボランティアと連携しており、評価や訓練計画作成等において協力して実施しているものと想定される。よって、協力体制においては、概ね基準を満たしているものと想定される。

	医師	獣医師	作業療法士	理学療法士	社会福祉士	ボランティア	その他
あり	10	12	7	6	9	8	2
なし	2	1	4	5	3	5	0
未回答	1	0	2	2	1	0	11
N=	13	13	13	13	13	13	13

⑦ 訓練基準と実態の比較分析まとめ

《訓練項目》

- ・基準で示されている項目については、概ね訓練がされているものの、特に介助動作訓練では実施されていない項目も複数みられるため、その理由については確認する必要がある。（使用者ニーズに合わせて必要ないと判断されたため、訓練を実施していない など）

《訓練場所》

- ・屋内/屋外の様々な場所で訓練が実施されており、基準は満たしているものと想定される。

《訓練日数》

- ・基準として示されている日数については、基礎訓練や合同訓練ではすべての事業者で満たしているが、介助動作訓練や聴導動作訓練においては詳細な確認を要する事業者もある。

《継続的な訓練や指導》

- ・フォローアップやリタイア時期など、引き渡し後も事業者は使用者に寄り添って対応しているとアンケート結果から読み解くことができるため、基準は満たしているものと想定される。

《専門職等との協力体制》

- ・医師や獣医師、理学療法士のみならず、必要に応じてボランティア等とも協力体制が構築されており、基準は満たしているものと想定される。

2) 認定要領と実態の比較分析

介助犬及び聴導犬の認定要領においては、以下の項目が定められている。

- 認定申請について
 - 使用者に関する事項
 - 補助犬に関する事項
 - 訓練に関する事項
- 審査について
 - 申請書類の書面審査
 - 犬の動作の検証等（基本動作の検証、介助/聴導動作の確認）
 - 審査
- 認定の手続き
- 認定の取り消し

本調査では、アンケート調査での設問を踏まえ

- 審査について（申請書類の書面審査、犬の動作の検証等、審査）の各項目について、基準と実態の比較を行った。

① 申請書類の書面審査

申請書類の書面審査については、以下のように定められている。

指定法人は、申請書を受理したときは申請書及び添付書類により、介助犬/聴導犬訓練基準で示されている基礎訓練、介助/聴導動作訓練及び合同訓練が全て終了し、総合評価・判定を受けていることを確認すること。

(書面審査の評価基準)

認定要領には評価基準まで明確に記載されているわけではないが、各指定法人においては、訓練計画や訓練記録、総合評価・判定書、使用者の意見書等について確認する基準（事柄）について明確に整理をしたうえで書面審査を実施している。

② 犬の動作検証

犬の動作検証については、以下のように定められている。

書面審査において、犬の訓練が適正に行われていると判断されるときは、使用者の指示により、犬が基本動作を確実にこなせることを実地検証するとともに、聴導動作についても使用者のニーズに応じた動作が行えることを確認すること。

なお、検証等に当たっては、公共交通機関の他、商業施設、飲食施設、幼児や子供の多い場所などにおいても行うこと。その際には、受け入れ側の事情にも配慮しつつ、日程等の事前調整を行った上で実施するものとし、周囲の人や施設に迷惑・危害をおよぼさないように責任をもって管理すること。

(1) 基本動作の検証

- ① 合図したら来る
- ② 座る、伏せる、待つ、止まる
- ③ ②の状態について、解除の意思表示があるまで維持できる
- ④ 強く引っ張ることなく落ち着いて歩く
- ⑤ 指示された時・場所で排泄できる
- ⑥ 食物、他の動物や音響など様々な刺激や関心の対象を無視できる
- ⑦ 使用者に注目して集中することができる。
- ⑧ 指示された場所（部屋、車等）に入ることができる
- ⑨ 人と接する楽しさ・喜びを感じることができる（聴導犬のみ）

(2) 介助動作の確認

介助動作の確認は、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合の救助の要請その他の使用者のニーズに応じて必要とされるものについて行うこと。

(2) 聴導動作の確認

聴導動作の確認は、ブザー音、電話の呼び出し音、使用者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、使用者への必要な情報の伝達及び音源への誘導その他の使用者のニーズに応じて必要とされるものについて行うこと。

(犬の動作検証)

基本動作、介助動作、聴導動作について、項目ごとに実地審査の内容・場所・時間・基準を定め、動作の検証を実施している。

③ 審査

審査については、以下のように定められている。

基本動作等の検証等は、当該指定法人の業務に従事する介助犬の訓練者（当該介助犬の訓練者は除く。）及び身体障害者リハビリテーション施設等の医師、獣医師、作業療法士、理学療法士、社会福祉士等により編成された審査委員会で行うこと。

（審査）

審査の際には、医師や獣医師、作業療法士などを含めて審査委員会を編成、それぞれの役割を明確化して審査を実施している。

④ 認定要領と実態の比較分析まとめ

《書面審査》

- ・書面審査については、訓練がすべて終了し、総合評価・判定を受けているかを確認するものであるが、指定法人は評価基準（チェック事項）を設定したうえで書面審査を実施しており、認定要領の項目は満たしているものと想定される。

《犬の動作検証》

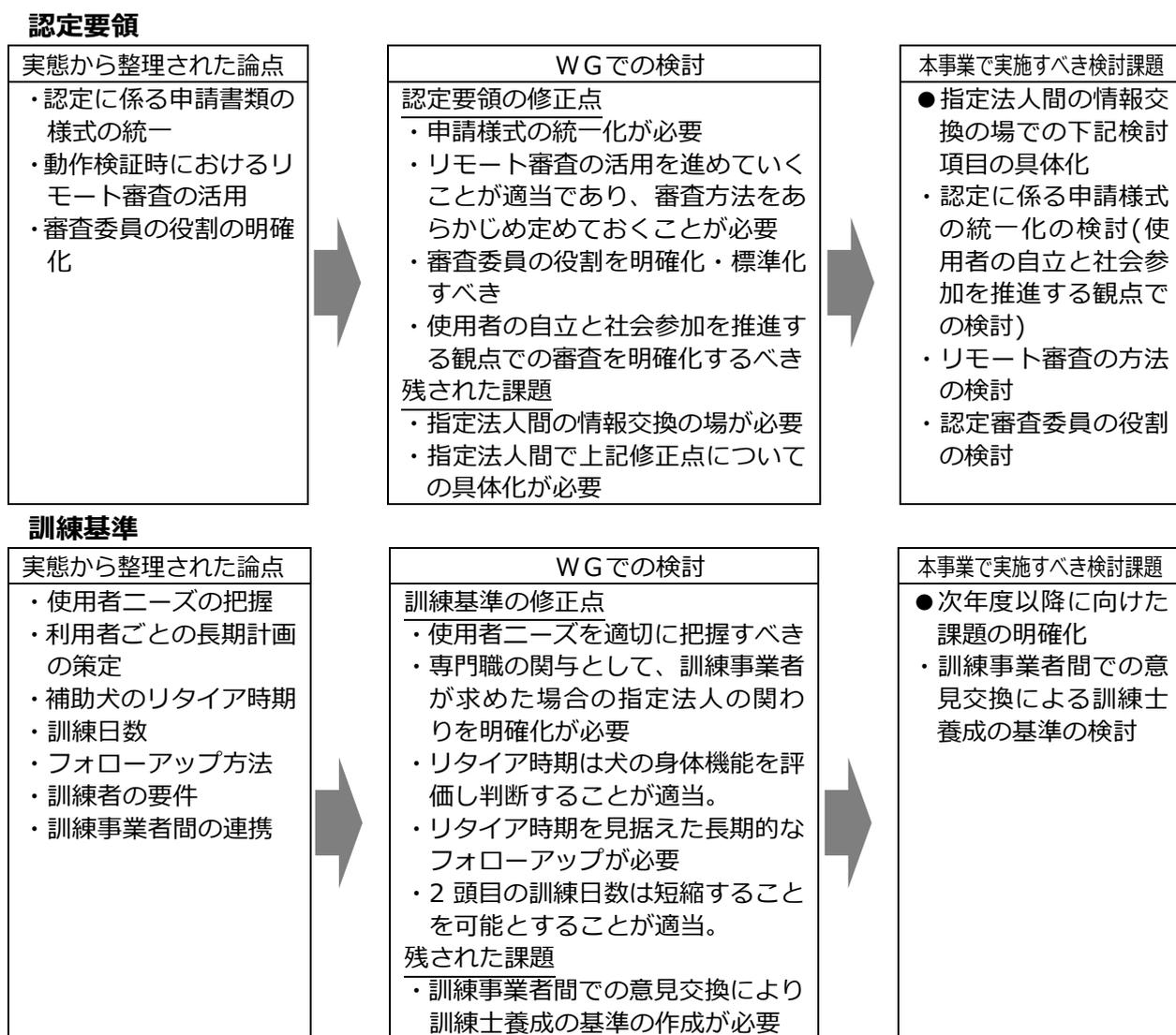
- ・基礎訓練、介助動作訓練、聴導動作訓練の各項目について実地審査を実施、評価基準を設けたうえで判定を行っているため、認定要領の項目は満たしているものと想定される。

《審査》

- ・審査にあたっては、医師や獣医師、作業療法士などを含めた認定審査委員会を編成して審査を実施しており、認定要領の項目は満たしているものと想定される。

(3) 見直し検討項目の抽出

前項までに整理したように、これまで行われてきた検討・調査等の内容から、残された課題を整理し、本事業で実施すべき実態調査を行った。調査結果は、厚生労働省で実施された「身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会」で設置された認定要領の見直しに係るワーキンググループ及び訓練基準の見直しに係るワーキンググループと情報を共有し、ワーキンググループ（以下、WGとする）では、訓練・認定等のあり方を検討してきた。この検討とも連動し、本事業で見直し等を実施する検討項目としては、以下を抽出した。



以上の整理から、本事業で取り組む検討項目としては、以下を抽出することとした。

本事業で取り組む検討項目
<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定法人間の意見交換の場の設置 ○ 指定法人による下記課題の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定に係る申請書類の統一フォーマットの作成 ・ リモート審査の方法等の検討 ・ 審査委員の役割の検討

1. 2 介助犬・聴導犬の質の向上及び普及に向けた実態の把握

(1) ユーザーの視点から見た課題点の整理

介助犬・聴導犬の質の向上及び普及に向けた、訓練及び認定における課題点について、介助犬・聴導犬ユーザーの意見を以下に整理する。なお、意見を収集したのは、ワーキング構成員をはじめとした介助犬・聴導犬ユーザー6名である。

■障害者の生活の向上・社会参加に資する補助犬を育成・認定することが重要

- ・何のための「補助犬認定」なのかを、訓練事業者も指定法人も改めて考えてほしい。「犬の出来」を評価するのが目的ではなく、その「補助犬」と共にその障害者の生活が向上するかどうか、その補助犬が、障害者の生活の向上に寄与できる状態であるか、それを見極め、お墨付きを出すのが認定であるべき。
- ・障害者自身が、「犬がいたら便利になるから」「安心だから」程度に考えて希望した場合でも、それを満たせばいい、のではなく、その障害者に社会参加していこうとする気持ちを持たせ、後押しするような補助犬を作り出す、という意識で訓練も認定も行ってほしい。そして、そのような訓練や認定が行われるような認定要領・訓練基準を設定してほしい。
- ・社会参加の定義がよくわからないが、何か特別な活動をしていなくとも、補助犬が来ることで散歩等、外出の機会が増える。それだけでも立派な社会参加だと考える。
- ・認定は、多様な聴覚障害者が個々のニーズを持っていることを理解して行う必要がある。聾啞の人の中には、周りの方とのコミュニケーションが上手くできない人もいる。社会参加の場面で誤解されやすい聴覚障害者も当り前に聴導犬を持てるように門戸を開いてほしい。聴導犬は決して社会が望むコミュニケーション力の高い人の特別な犬ではない。社会からの評価を気にしすぎて、聴導犬との生活を希望する聴覚障害者が必要以上に排除されたり、バッシングされたりしているように感じることもある。誰のための聴導犬育成なのかに疑問に感じている。

■良質な補助犬の育成が担保される育成・認定

- ・すべての訓練事業者がきちんとした使命感と責任をもって良質な補助犬の育成をしているのであればこのような格式ばった書面や基準や認定はなくても、良質な補助犬が育成されると思うが、残念ながらそのような訓練事業者ばかりではないため、「認定」によって、ふるいにかけて行かなければならないのが現状。また私たち使用者にとっては「きちんとした認定を受けた」ということは社会参加にあたっての大きな後ろ盾となる。認定にはそのような「ふるい分け」の役割と、ふるいに残ったものに対して「お墨付きを出す」という役割、それによる社会的責任が認定団体にも生じるということを指定法人には改めて自覚してほしい。

■ユーザーの負担を考慮した育成・認定

- ・介助犬・聴導犬の訓練期間は、盲導犬と同じ28日で十分ではないか。働いている方が補助犬を希望することを考慮すると40日は長いと思う。また補助犬の育成と認定が1つの団体で済む方が、ユーザーの負担が軽いと思う。

■ 育成・認定のあり方に関するご意見

- ・「指定法人と訓練事業者が一体になっている団体の場合は透明性がない」という意見は根拠がなく、ユーザーにとって不利益なラベリングだと考える。「訓練事業者にきちんと意見を言えない」というのも個人の見解の域だと思う。私見で良いのであれば「訓練事業者に意見を言えない以上に指定法人に意見を言えないユーザーの方が多いい」のではないかな。
- ・初めて介助犬を希望した障害者は、知識や情報が乏しく、訓練事業者の指導に疑問を持ちにくい。また、疑問を持って、貸与してもらう立場なので、意見が言いにくい。指定法人には、介助犬がきちんと訓練されているかどうかだけでなく、訓練事業者が使用者をきちんと教育しているかも評価・確認して欲しい。

(2) 専門職等の視点から見た課題点の整理

介助犬・聴導犬の質の向上及び普及に向けた、訓練及び認定における課題点について、専門職の意見を以下に整理する。なお、意見を収集したのは、各指定法人にて認定審査に携わる専門職 19 名である。

職種	回答人数
訓練士	3
医師	3
獣医師	2
作業療法士	3
理学療法士	5
言語聴覚士	1
社会福祉士	1
その他 (委員長)	1
合計	19

■ 審査委員の役割についての意見

職種	役割についての主な意見
訓練士	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者と育成者(主に訓練士)の間で、補助犬の性格やコントロール、課題について、共通認識を持ち一貫した方法を共有できているかを確認すること ・犬の性格の把握
医師	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に本人の身体に関する診察、検査所見が十分にまとまれて申請書に組み込まれている。そのため審査会において健康面について疑義確認を行う必要はない。申請者の審査会での行動、姿勢を見て意欲的かどうかなどを確認し QOL の向上に資するか判断している。
獣医師	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬の適正と使用者の健康管理能力は特に注視している。 ・本人の ADL 向上に資するか（補装具であるならば、まずは QOL よりも ADL） ・本人の機能面からみた使用者としての管理能力
作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・作業が人の精神・心理面に及ぼす影響は作業療法分野に於いても重要な評価項目であるため、「使用者の精神状態への影響」があったほうが良い
理学療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・作業療法士としての視点では、対象者の方が介助犬の世話をするにあたって外出機会が増加したり、社会との接点が少しでも増したりするかどうか、介助犬との出会いそのものが対象者の心理的側面にどのような影響があるかも大切な視点だと思っている ・自立や社会参加に寄与できているかどうかの確認
言語聴覚士	<ul style="list-style-type: none"> ・リハの観点が必要
社会福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ・他の福祉制度の利用も含め補助犬との生活全般のプランを明確にする（あるいは現状のプランの修正） ・補助犬利用による使用者の自立と社会参加の効果を明確にする ・社会参加にかかわる地域・参加先との連携や支える仕組みを明確化する。同様に様々なサービスや支援機関（行政を含め）との連携を明確にする ・使用者が抱えている課題（身体的、精神・心理的課題を含め）へのフォローや支援体制を明確化する ・使用者・介助者の生活・社会参加における効果

■ 訓練及び認定における課題についての意見

(訓練について)

- ・訓練施設に関する基準があいまいであり、質の向上のためには厳格な基準が必要
- ・訓練士/スタッフの養成基準の作成や教育の充実が必要
- ・訓練プロセスや仕組みについて、関わる機関が共通し、透明性ある対応をすることが必要
- ・補助犬の訓練時間数について、補助犬として働くために必要な要素を達成出来たら訓練終了となる方式が望ましい。訓練時間を何時間にするという議論は、あまり意味がない
- ・良質な補助犬の育成を担保するためには、事業所間の情報の共有や教育制度を整えることも必要であるが、加えて一定の期間は厚生労働省による監督が必要

(認定について)

- ・育成/訓練施設数の増加
- ・オンライン又は使用者の地元での認定審査会の開催
- ・都道府県給付事業の兼ね合いもあり、育成団体から認定書類の提出が遅れることがある。期日を決めて遅れないように促しており、より良い認定の為には、事前に認定審査委員に情報を共有することが大切なので期日を明示したほうが良い
- ・認定を受ける者への負担を考えると、コロナ禍でなくてもビデオを用いた動作検証は有効に思うが、提出する動画の撮り方や内容については、しっかり判定できるようなものとなるよう基準を設けるべき
- ・認定のプロセスや仕組みについては、関わる機関が共通し、透明性ある対応をすることが必要
- ・昨今の認定希望者の状況では、身体機能的に本当に補助犬が必要と思われる方よりもむしろ身体機能的な介助は必ずしも必要ではない（ちょっと頑張れば補助犬なしに生活できる）と思われるが、精神的なパートナーとしての補助犬を希望される方が多いように思われる。こ

うした状況を「善し」と捉え、認定していくのか？それとも本来の必要性にのっとり補助犬の普及に努めるのかが賛否の分かれるところ。この部分の感覚が訓練をする側、認定をする側、双方に共通認識（考えを共有する）を持てるかがポイントとなるのではないかと

- ・ユーザーの障害程度から見た、介助犬の適応に関する判断基準について、現状は、個々のユーザーの希望に対して、障害状況を確認しているが、当然ながらかなり個人差は大きく、審査の中で「本当に介助犬が必要（な障害）か？」「本当に介助犬の世話・ケアが可能（な障害状況）か？」と疑問を呈したくなる例も散見される。しかし、審査委員会に受審する段階では、すでにマッチング、長期の訓練が行われ、そもそも適応かどうか、を判断する段階にはない。もう少し早い段階で、医学的な適切性を判断することはできないかと

（その他）

- ・介助犬・聴導犬の使用に向けた広報活動が圧倒的に不足している。国、都道府県、市町村などからの積極的な広報活動を行うべき
- ・ユーザー居住地域での受け入れ啓発活動のサポート
- ・多くの人に補助犬の存在と働きかたを知ってもらうことで、補助犬の実働数を増やし、町中でいつでも出会える存在になってほしい
- ・補助犬支給後のフォローアップ体制（一定の基準を設けるべき）
- ・現状は希望者が全て補助犬を利用できるわけではない。補助犬利用希望の要件についても、もう少し具体的に示すべき
- ・犬全体に対する考え、対応について社会的な地位向上を踏まえて、補助犬法の改正に向けて議論の高まりに期待
- ・日常生活動作を補う役割をもつ介助犬と、精神疾患を持つ方に対して情緒的サポートをするエモーショナル・サポート・アニマルとしてのエモーショナル・ドッグとの住み分けを明確にすべき

2. 今後の介助犬・聴導犬の質の向上及び普及の取組のあり方の検討

1. 1(3)で整理した、本事業で取り組む検討課題として、今後の介助犬・聴導犬の質の向上及び普及のための取組のあり方を検討する「指定法人意見交換会」を設置し、以下のとおりの検討課題について議論を行い、指定法人としてのあり方を整理した。

■意見交換会の実施

意見交換会は、下記のように4回、オンライン形式で実施した。事務局を本事業実施主体である社会システム(株)が担当し、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室がオブザーバーで参加した。

意見交換会実施日とテーマ

回数	実施日時	議論のテーマ
第1回	令和3年11月16日(火) 13:00~15:00	①補助犬の質の向上と普及のために必要な認定のあり方についての議論 ②認定にかかる申請様式の統一化についての議論
第2回	令和4年1月21日(金) 15:00~17:00	●事務局が作成した「申請様式(案)」をたたき台とした議論
第3回	令和4年3月1日(火) 10:00~12:00	①審査委員の役割についての議論 ②リモート審査についての議論
第4回	令和4年3月18日(金) 14:00~15:30	●議論から整理された成果についての確認 ・申請様式 ・審査委員の役割 ・リモート審査の実施方針

■意見交換会の設置

指定法人7法人から下記のメンバーが出席し、社会システム(株)が事務局となって意見交換を行った。

意見交換会構成メンバー(50音順、敬称略)

氏名	所属	役職
有馬 もと	社会福祉法人日本聴導犬協会	会長
飯塚 哲也	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	障害者支援施設自立生活訓練センター 自立生活訓練課長
小田 芳幸	社会福祉法人横浜市総合リハビリテーション事業団	総合相談部 相談調整課 地域リハビリテーション部 地域支援課
川崎 元広	社会福祉法人 日本介助犬福祉協会	理事長
朴 善子	公益財団法人日本補助犬協会	代表理事
松井 和夫	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団	ソーシャルワーカー
森戸 崇行	社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団	ソーシャルワーカー(社会福祉士)

2. 1 認定にかかる申請様式の統一化について

検討ステップ① 申請様式の項目について

様式の統一化に向け、申請様式に掲載する必要項目について以下のように整理して議論を行った。各法人の現行の申請にかかる書類を踏まえ、必要項目等を整理した。

しかし、具体的な様式案を作成した上で、それをたたき台として議論し、統一様式としていくべきとの見解が一致した。よって、この項目案について出された意見等をもとに、ステップ②として「たたき台」を作成することとなった。

検討ステップ② 申請様式(案)について

事務局が作成した申請様式のたたき台(案)に基づく議論を行い、過不足点、運用にあたっての方向性などが議論された。議論に基づく修正案については、補助犬ユーザーにも意見照会した上で、ステップ③として「最終案」の整理を行うものとした。

■認定申請書類に係るご意見のまとめ…参考資料 1

検討ステップ③ 申請様式の統一化について

最終案として、ユーザーの意見等も反映した内容について、構成メンバーによる精査を受け、「指定法人意見交換会」の成果として、今後各法人がこの統一フォーマットを「基本ベース案」とし、認定申請を実施していくものとした。次頁から統一申請様式を示す。

介助犬・聴導犬の認定にかかる申請書類の統一化について

身体障害者補助犬のうち、介助犬及び聴導犬の認定に係る申請書類の統一フォーマットを作成した。

7 指定法人が一定の水準による審査を実施するために、このフォーマットを共通で使用することを基本とし、各法人においては、さらに必要と思われる事項や書類等を追加した上で、介助犬並びに聴導犬の審査を実施する。

- 介助犬の認定に係る申請書類フォーマット 様式第二号、別紙、別添 01～14
 - 聴導犬の認定に係る申請書類フォーマット 様式第二号、別紙、別添 01～14
- ※様式第二号及び別紙は、身体障害者補助犬法施行規則に準ずるものである。

介助犬申請様式 指定法人統一フォーマット

年 月 日

(指定法人名)

殿

身体障害者補助犬（介助犬）の認定申請書

今般、身体障害者補助犬法第十六条第一項の認定を受けたく、別紙「身体障害者補助犬法施行規則第八条第二項に規定する申請書類」を添付し、申請します。

申 請 者	
使用者名	訓練事業者名
氏 名 印	訓練事業者名
住 所 〒	代表者名 印
	訓練事業所の所在地 〒

※使用者名及び訓練事業者名又は代表者名は、署名又は記名押印によるものとする。

身体障害者補助犬認定申請調書

事 項		内 容	
使用 者 に 関 す る 事 項	氏名、性別及び生年月日	男・女 生	
	住所及び連絡先		
	障害の状況	障 害 名： 障害の級別： 障害の状況：	
	必要とする補助		
育 成 犬 に 関 す る 事 項	名前、性別及び生年月日	雄・雌 生	
	犬種、毛色及び毛質		
	狂犬病予防法施行規則第 四条に規定する登録番号		
	予防接種の状況	診療機関等の名称： 獣 医 師 名： 直近の予防接種日： 予 防 接 種 の 種 類： 印	
	検診等の状況	診療機関等の名称： 獣 医 師 名： 直 近 の 検 診 日： 検 診 等 の 結 果： 印	
訓 練 事 業 者 に 関 す る 事 項	氏名又は名称		
	住所又は主たる事務所の 所在地及び連絡先		
	代表者の氏名		
	育成犬の訓練者名及び訓 練経歴（代表訓練者）	訓練者名 育成頭数 頭、訓練経験数 年	

※獣医師名は、署名又は記名押印によるものとする。

※使用者の生活状況等を別添-1として添付ください。

※使用者の身体障害者手帳の写しを添付ください。

※狂犬病予防法施行規則第四条に規定する登録番号は、別添-2として添付してください。

※別添-3として診断書（申請日より3か月以内）を、別添-4として避妊・去勢手術証明書を添付してください。

別添書類の添付

以下、別添－1～別添－14の書類等を添付する。

添付する書類は、下記の使用希望者、育成犬についての認定申請書の別添書類である。

使用希望者氏名 _____

住 所 〒 _____

電 話 _____

育成犬の名前 _____

生年月日 (西暦) 年 月 日 (歳) _____

犬 種 _____ 性別 雄・雌 毛色 _____

使用希望者の障害及び生活の状況について

使用希望者	氏 名	(男・女)
障害の状況	疾患・障害名	障害者総合支援法における障害支援区分： 区分 介護保険制度の要介護(要支援)度： 障害者手帳等級： 級
	治療歴	
	服薬	
	禁忌事項・注意点	
	その他特記事項(合併障害、アレルギー等)	
	生活状況	職業
	就労状況	通勤の有無： 有 ・ 無 就業日数： 日/週 勤務時間帯： 時間/日(平均)
	職場の補助犬受入れ	可能・不可能・交渉中
	その他の社会活動	
	生活歴	
	家族構成	主な介助者： 家族や介助者の補助犬への理解：

生活状況 (つづき)	住環境	所有形態	持家・賃貸
		住居形態	戸建て・マンション・アパート・公営住宅
		住環境整備状況	改修等 要・不要
		補助犬受入れ	可能・不可能・交渉中
		犬の飼育経験	本人：有・無 家族：有・無
	◇生活関連動作等の状況◇		
	食事		支援が不要・部分的な支援が必要・全面的な支援が必要
	整容		支援が不要・部分的な支援が必要・全面的な支援が必要
	入浴	洗い場への移動	支援が不要・部分的な支援が必要・全面的な支援が必要
		洗体・洗髪	支援が不要・部分的な支援が必要・全面的な支援が必要
		浴槽の出入り	支援が不要・部分的な支援が必要・全面的な支援が必要
	更衣	上半身	支援が不要・部分的な支援が必要・全面的な支援が必要
		下半身	支援が不要・部分的な支援が必要・全面的な支援が必要
	トイレ	排泄コントロール(排尿)	支援が不要・部分的な支援が必要・全面的な支援が必要
		排泄コントロール(排便)	支援が不要・部分的な支援が必要・全面的な支援が必要
		便器への移乗	支援が不要・部分的な支援が必要・全面的な支援が必要
		後始末	支援が不要・部分的な支援が必要・全面的な支援が必要
	洗濯		支援が不要・部分的な支援が必要・全面的な支援が必要
	掃除		支援が不要・部分的な支援が必要・全面的な支援が必要
	移乗	ベッドへの移乗	支援が不要・部分的な支援が必要・全面的な支援が必要
		車椅子への移乗	支援が不要・部分的な支援が必要・全面的な支援が必要
移動	車椅子(手動・電動)	支援が不要・部分的な支援が必要・全面的な支援が必要	
	歩行(杖・四脚杖・歩行器・その他)	支援が不要・部分的な支援が必要・全面的な支援が必要	
	階段	支援が不要・部分的な支援が必要・全面的な支援が必要	
その他項目			
使用福祉用具			
その他支援が必要な場面		(上記以外の生活場面、職場での場面、その他支援が必要な場面についてご記入ください)	
生活面で特筆すべき事項		(参加している地域サークル活動、趣味、その他活動など、補助すべき動作を検討するのに必要な事項についてご記入ください)	

(別添-1)

使用希望者の障害及び生活の状況について

生活状況 (つづき)	一週間の 生活状況	月	
		火	
		水	
		木	
		金	
		土	
		日	
外出	普段利用している移動手段	鉄道・バス・タクシー・福祉車両・その他	
	外出の頻度	週 回	
経済状況	収入(本人・家族)	給与所得・年金・生活保護・その他 (月 万円)	
	飼育管理負担	補助犬の飼育管理費用 費用負担 可能・不可能	
介助犬の希 望理由			

※当該書類は、訓練事業者が相談時に作成したものを更新し、指定法人が申請時に再度アセスメントして整理する。

記載日 (西暦) 年 月 日
記載者 _____

狂犬病予防法に基づく畜犬登録番号の届出書

育成犬の名前

生年月日

(西暦)

年

月

日

(歳)

犬種

性別

雄・雌

毛色

畜犬登録番号

年 度

年度

登 録 先

都・道・府・県

市・区・町・村

登録番号

第

号

使用希望者(届出者)

氏 名

印

住 所 〒

電 話

身体障害者補助犬健康診断書

使用希望者氏名 _____

育成犬の名前 _____ 生年月日 (西暦) _____ 年 月 日 (歳)
犬 種 _____ 性 別 _____ 雄・雌 _____ 毛色 _____

1.一般状態

2.予防歴

- ① 狂犬病予防ワクチンの最終接種年月日 (西暦) _____ 年 月 日
- ② 9 (8) 種混合ワクチンの最終接種年月日 (西暦) _____ 年 月 日
- ③ フィラリア予防状況 _____
- ④ ノミ・マダニの寄生予防状況 _____

3.既往歴、現在治療中の疾患など

4.身体検査

- ① 体重測定 _____ k g
- ② 体表
 - ◆皮膚及び被毛の状態 良好・問題あり ()
 - ◆爪、パッドの状態 異常なし・あり ()
 - ◆外部寄生虫 無し・あり ()
 - ◆リンパ節 正常・異常あり ()
 - ◆肛門周囲・肛門嚢 異常なし・あり ()
 - ◆外部生殖器 異常なし・あり ()
- ③ 口腔内
 - ◆歯肉炎、歯石 異常なし・あり ()
 - ◆口臭 異常なし・あり ()

- ④ 耳
- ◆聴覚 異常なし・あり ()
 - ◆耳介、耳道内 異常なし・あり ()
- ⑤ 目
- ◆視覚 異常なし・あり ()
 - ◆眼瞼、結膜、角膜 異常なし・あり ()
 - ◆眼圧所見 異常なし・あり ()
- ⑥ 腹部臓器 (触診上)
- 異常なし・あり ()
- ⑦ 心臓、肺 (聴診・打診上)
- 異常なし・あり ()
- ⑧ 関節 (股・肘・肩) (視診・触診上)
- 異常なし・あり ()

5.検体検査

※別途、検査データの添付をお願いします。

- ① 血液検査 (CBC)
- 赤血球数・Hb・PCB・白血球数・血小板数・白血球百分比・TP
- 異常なし・あり ()
- ② 血液化学検査
- ALT・AST・ALP・GLU・TCho・BUN・Cre・TP・ALB
- 異常なし・あり ()
- ③ 尿検査
- 尿スティック・尿沈渣
- 異常なし・あり ()
- ④ 糞便検査 (直接・浮遊)
- 虫卵 なし・あり
- ⑤ ミクロフィラリア検査 (直接・抗原検査)
- 異常なし・あり ()
- ⑥ 眼検査
- 白内障、網膜症 異常なし・あり ()

6.股・肘関節レントゲン検査

- ① 歩様状態
- 異常なし・あり ()

② レントゲン検査

◆撮影年月日 (西暦) 年 月 日 (申請日より6か月以内が望ましい)

※レントゲン撮影については、OFAの場合は1歳以上・ペンヒップの場合は6か月以上のものとする。

◆撮影法 OFA・JAHD

※レントゲン撮影を行う獣医師へのお願い

- ・上記撮影法の基準に沿った撮影をお願いします。
- ・レントゲンフィルムデータの貸出をお願いします。

◆股関節

◆肘関節

記載日： (西暦) 年 月 日

獣医師名： _____

診察機関の名称： _____

住 所： _____

電話番号： _____

避妊・去勢証明書

育成犬の名前

生年月日

(西暦)

年

月

日

(歳)

犬種

性別

雄・雌

毛色

使用希望者の氏名

住所

〒

電話

上記の犬に関して、避妊・去勢実施済みであることを証明します。

実施日：

(西暦)

年

月

日

獣医師名：

診察機関の名称：

使用希望者ニーズ調査書

ニーズ調査実施日 (西暦) 年 月 日

ニーズ調査内容

- ① 必要な補助動作
使用希望者のニーズ

訓練者から見たニーズ

医療関係者から見たニーズ

- ② 補助犬との暮らしにおけるニーズ
◆補助犬使用により達成したい QOL

◆補助犬使用により達成したい社会参加

- ③ その他

記載日 (西暦) 年 月 日
記載者 _____

(別添-6)

訓練計画書(スケジュール)

訓練計画書 (スケジュール)

計画作成者：

印

各訓練の予定が適正に計画されているかを確認します。各訓練の予定を時間軸に沿って記入してください。

	0	10	20	30	40	50	60	70	80	(60日以上)							
基礎訓練	開始日 .. 月 日									終了日 .. 月 日							
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	(120日以上)
動作訓練		開始日 .. 月 日															終了日 .. 月 日
										0	10	20	30	40	50	60	(40日以上)
合同訓練										開始日 .. 月 日							終了日 .. 月 日

訓練経過報告書

育成犬決定年月日 (西暦) 年 月 日

1. 基本動作訓練

開始日： (西暦) 年 月 日
 終了日： (西暦) 年 月 日
 実働日数： 日間

2. 動作訓練

開始日： (西暦) 年 月 日
 終了日： (西暦) 年 月 日
 実働日数： 日間

3. 合同訓練

開始日： (西暦) 年 月 日
 終了日： (西暦) 年 月 日
 実働日数： 日間
 総合評価日： (西暦) 年 月 日

※使用経験者で日数が少なくなる場合は、「使用経験者のため 日間で終了」と記載してください。

※各訓練におけるサマリーを添付してください。

※サマリーには、訓練の内容、訓練における留意点、訓練で生じた問題点とその解決方法、現状における課題点をご記入ください。

(西暦) 年 月 日

訓練事業者名：

訓練実施報告者名：

介助動作訓練サマリー

育成犬の名前 _____

訓練内容	◆介助動作訓練	
	◆使用希望者ニーズに応じた訓練	
留意点		
訓練時における問題点とその解決方法		
	問題点	解決方法
今後に向けた課題点		

(西暦) 年 月 日

訓練事業者名: _____

訓練実施報告者: _____

合同訓練サマリー

使用希望者の氏名 _____
育成犬の名前 _____

訓練内容	<ul style="list-style-type: none">◆使用希望者の障害やニーズに合わせた訓練【訓練日数： 】 ◆使用希望者の生活環境に合わせた訓練【訓練日数： 】 ◆使用希望者に対する犬の飼育管理、健康管理、給餌、排泄等に関する指導【訓練日数： 】 ◆パブリックアクセス同伴訓練【訓練日数： 】
留意点	

訓練時における問題点とその解決方法	
問題点	解決方法
今後に向けた課題点	

(西暦) 年 月 日

訓練事業者名: _____

訓練実施報告者: _____

使用希望者の自己評価書

1. 育成犬の行動管理

① 基本動作

- ◆呼んだら来ますか はい・いいえ・その他 ()
- ◆座る、伏せる、待つ、止まるができていますか
はい・いいえ・その他 ()
- ◆落ち着いて歩くことができていますか はい・いいえ・その他 ()
- ◆食事中落ち着いていますか はい・いいえ・その他 ()
- ◆他の動物や人に反応せずじっとしていますか
はい・いいえ・その他 ()
- ◆周囲の音に反応せずじっとしていますか はい・いいえ・その他 ()
- ◆あなたに注目して注視していますか はい・いいえ・その他 ()
- ◆あなたの指示に従っていますか はい・いいえ・その他 ()

② 排泄

- ◆排泄の行動管理ができていますか はい・いいえ・その他 ()
- ◆排泄物等の処理は管理できていますか はい・いいえ・その他 ()

③ パブリックアクセスでの動作

- ◆公共交通機関での行動管理はできていますか
はい・いいえ・その他 ()
- ◆宿泊施設での行動管理はできていますか (任意項目)
はい・いいえ・その他 ()
- ◆商業施設での行動管理はできていますか はい・いいえ・その他 ()
- ◆飲食店での行動管理はできていますか はい・いいえ・その他 ()

④ その他

- ◆育成犬の健康状態や病歴は把握できていますか
はい・いいえ・その他 ()

2. 介助動作

① 実施している介助動作の内容は何ですか

- ② 介助動作ができていますか はい・いいえ・その他 ()

3.身体障害者補助犬法

- ① あなたは「身体障害者補助犬法」を知っていますか
はい・いいえ・その他 ()
- ② この法律は、「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与を目的としている」ことを理解していますか
はい・いいえ・その他 ()
- ③ 法律で定められている使用者の責務がいえませんか
はい・いいえ・その他 ()
- ④ あなたが使用する補助犬の行動管理に責任が持てると思いますか
はい・いいえ・その他 ()
- ⑤ あなたが使用する補助犬の健康管理に責任が持てると思いますか
はい・いいえ・その他 ()
- ⑥ あなたは補助犬を使用することで生活の質が向上すると思いますか
はい・いいえ・その他 ()
- ⑦ あなたは補助犬を同伴して社会参加をしたいと思いますか
はい・いいえ・その他 ()

4.その他

- ① 補助犬との暮らしによってどんな可能性を想定していますか？
- ② 補助犬の使用にあたって不安と感じていること、課題と感じていることがあればご記入ください。

記載者 _____

合同訓練総合評価書

1. 育成犬の飼育・健康管理の評価

項目	評価	特記事項
使用希望者は世話（ブラッシング、歯磨き等）をできているか	合・否・要調整	
緊急時に動物病院に連れていくことができるか（連絡先を理解しているか）	合・否・要調整	
首輪・ハーネスをつけることができるか	合・否・要調整	
食餌、水などを適切に与えているか	合・否・要調整	
育成犬を清潔に保つための世話（体や足を拭く、シャンプー、つめを切る、耳垢チェック、耳掃除をする等）ができるか	合・否・要調整	

【その他の評価・意見】

2. 基本動作の評価

項目	評価	特記事項
呼んだら来る	合・否・要調整	
座る	合・否・要調整	
伏せる	合・否・要調整	
待つ	合・否・要調整	
止まる	合・否・要調整	
「座る」を解除の指示があるまで維持	合・否・要調整	
「伏せる」を解除の指示があるまで維持	合・否・要調整	
「待つ」を解除の指示があるまで維持	合・否・要調整	
「止まる」を解除の指示があるまで維持	合・否・要調整	
強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	合・否・要調整	
指示された場所・時に排泄できる	合・否・要調整	
他の動物や人が来ても無視できる	合・否・要調整	
食べ物があっても無視できる	合・否・要調整	
音響などの音を無視できる	合・否・要調整	
使用希望者に注目して集中できる	合・否・要調整	
指示された場所に入ることができる	合・否・要調整	

【その他の評価・意見】

3. 介助動作の評価

介助動作については、使用希望者が適切な指示を出し、やりとりに問題がないか、また、育成犬が指示を理解し、的確にこなしているか、動作に問題がないかを判断します。

項目		評価	特記事項
物の拾い上げ・運搬 ※拾い上げるものは任意		合・否・要調整	
		合・否・要調整	
		合・否・要調整	
特定のものを手元を持ってくる ※持ってくるものは任意		合・否・要調整	
		合・否・要調整	
		合・否・要調整	
ドアを開ける		合・否・要調整	
ドアを閉める		合・否・要調整	
スイッチの操作	照明	合・否・要調整	
	エレベーター	合・否・要調整	
起立時の介助		合・否・要調整	
体位変換時の介助		合・否・要調整	
歩行介助		合・否・要調整	
姿勢支持		合・否・要調整	
階段昇降の介助		合・否・要調整	
車椅子の牽引等		合・否・要調整	
衣服や靴等の着脱	上着	合・否・要調整	
	ズボン/スカート	合・否・要調整	
	靴下	合・否・要調整	
	靴	合・否・要調整	
緊急時の連絡手段の確保	人を呼ぶ	合・否・要調整	
	携帯電話	合・否・要調整	
	緊急ボタン	合・否・要調整	

【その他の評価・意見】

4.パブリックアクセスでの評価

① 持ち物などの確認

使用希望者は、適切な準備ができ、育成犬は落ち着いた状態で待っているかを評価します。

項目	評価	特記事項
外出に必要なものを携帯しているか	合・否・要調整	
育成犬はハーネスと ID を身に着けているか	合・否・要調整	
ハーネスに「訓練中」の表示はあるか	合・否・要調整	
排泄は終了しているか、できたか	合・否・要調整	

【その他の評価・意見】

② 家から出て移動する

使用希望者は安全を確認し、育成犬は落ち着いて使用希望者とペースを合わせているか、落ち着いた態度を保っているかなどを評価します。

項目	評価	特記事項
使用希望者は自分と育成犬の安全を確認できているか	合・否・要調整	
安定した歩行ができているか	合・否・要調整	
他の動物や大きな音などに動じることなく落ち着いた歩行ができているか	合・否・要調整	
ほかの人の妨げにならないよう歩行できているか	合・否・要調整	
使用希望者と犬のペースが合っているか	合・否・要調整	
使用希望者が止まったときに育成犬が止まれているか	合・否・要調整	

【その他の評価・意見】

③ 公共交通機関（鉄道・バス）を利用する

使用希望者は育成犬とともに安全かつ周囲の妨げとならないよう乗降ができるか、また、育成犬は周囲の乗客などに関心を示さずに落ち着いた態度を保っているかなどを評価します。

項目	評価	特記事項
周囲の状況を確認し、育成犬を誘導して乗降できるか	合・否・要調整	
車内で適切なポジションを保つことができるか	合・否・要調整	
ほかの乗客に関心を示さずに落ち着いた態度を保ってられるか	合・否・要調整	
車内の騒音や振動に動揺していないか	合・否・要調整	
ほかの乗客に気配りができているか	合・否・要調整	
他の客の注意をひこうとしないか	合・否・要調整	

【その他の評価・意見】

④ 自動車（タクシー・自家用車）を利用する

使用希望者は育成犬とともに安全かつ周囲の妨げとならないよう乗降ができるか、また、育成犬は指示に従って速やかに乗降しているかなどを評価します。

項目	評価	特記事項
周囲の状況を確認し、育成犬を誘導して乗降できるか	合・否・要調整	
車内で適切なポジションを保つことができるか	合・否・要調整	
車内の騒音や振動に動揺していないか	合・否・要調整	
育成犬はリードを離れても勝手な行動をしないか	合・否・要調整	

【その他の評価・意見】

⑤ 商業施設（スーパー・百貨店等）を利用する

使用希望者は育成犬とともに安全かつ周囲の妨げとならないよう入店ができるか、指示ができるか。また、育成犬は他の客や商品などに関心を示さず落ち着いた態度を保っているかなどを評価します。

項目	評価	特記事項
周囲の状況を確認し、育成犬を誘導して入店できるか	合・否・要調整	
周囲の買い物客や陳列されている商品などに気配りができているか	合・否・要調整	
育成犬は落ち着いて使用希望者の横を、ペースを合わせて歩行できるか	合・否・要調整	
狭い場所でもうまく通り抜けることができるか	合・否・要調整	
商品に関心を示さず、匂いもしつこくかかないか	合・否・要調整	
買い物カートや走る子どもなどを怖がらないか	合・否・要調整	
突然の音や放送音を怖がることなく落ち着いているか	合・否・要調整	
必要な時に「座れ」や「待て」の指示に従うことができるか	合・否・要調整	
他の客の注意をひこうとしないか	合・否・要調整	

【その他の評価・意見】

⑥ 飲食店（レストラン・喫茶店等）を利用する

使用希望者は育成犬とともに安全かつ周囲の妨げとならないよう入店ができるか、指示ができるか。また、育成犬は他の客や食べ物などに関心を示さず落ち着いた態度を保っているかなどを評価します。

項目	評価	特記事項
周囲の状況を確認し、育成犬を誘導して入店できるか	合・否・要調整	
周囲の客などに気配りができているか	合・否・要調整	
育成犬は落ち着いて使用希望者の横を、ペースを合わせて歩行できるか	合・否・要調整	
狭い場所でもうまく通り抜けることができるか	合・否・要調整	
落ちている食べ物や人が食べているものに関心を示さず、匂いもかかないか	合・否・要調整	
テーブルの下もしくは使用希望者の指示した場所で「伏せ」の指示に従うことができるか	合・否・要調整	
食事の間は静かに待たせられるか	合・否・要調整	
他の客の注意をひこうとしないか	合・否・要調整	

【その他の評価・意見】

5.使用希望者と育成犬の関係

使用希望者と育成犬が互いに信頼し、適切な関係が構築されているかを評価します。

項目		評価	特記事項
使用希望者	育成犬を褒め自信を与えているか	合・否・要調整	
	育成犬をコントロールできているか	合・否・要調整	
	的確に指示を出せていたか	合・否・要調整	

【その他の評価・意見】

記載日 (西暦) 年 月 日

記載者 _____

育成犬との適合状況についての当該申請に係る使用希望者の意見

①育成犬の飼育・健康管理について

②基本動作について

③介助動作について

④パブリックアクセスについて

⑤育成犬との関係について

記載日 (西暦) 年 月 日

記載者 _____

総合評価・判定書

使用希望者の氏名 _____ 生年月日 (西暦) 年 月 日
 疾患名 _____ 障害名 _____ (級)
 育成犬の名前 _____ 生年月日(西暦) 年 月 日 (歳)
 犬種 _____ 性別 _____ 雄・雌 毛色 _____
 訓練事業者名: _____ 訓練実施報告者: _____

判定日 (西暦) 年 月 日

総合評価 (判定者が記入)	
判定結果	合格 ・ 不合格

総合評価・判定結果は上記のとおりです。

指定法人名 _____

【判定者署名】	〈 職種 〉 _____	印
	〈 職種 〉 _____	印
	〈 職種 〉 _____	印
	〈 職種 〉 _____	印
	〈 職種 〉 _____	印
	〈 職種 〉 _____	印
	〈 職種 〉 _____	印

聴導犬申請様式 指定法人統一フォーマット

年 月 日

(指定法人名)

殿

身体障害者補助犬（聴導犬）の認定申請書

今般、身体障害者補助犬法第十六条第一項の認定を受けたく、別紙「身体障害者補助犬法施行規則第八条第二項に規定する申請書類」を添付し、申請します。

申 請 者	
使用者名	訓練事業者名
氏 名 印	訓練事業者名
住 所 〒	代表者名 印
	訓練事業所の所在地 〒

※使用者名及び訓練事業者名又は代表者名は、署名又は記名押印によるものとする。

身体障害者補助犬認定申請調書

事 項		内 容	
使用 者 に 関 す る 事 項	氏名、性別及び生年月日	男・女 生	
	住所及び連絡先		
	障害の状況	障 害 名： 障害の級別： 障害の状況：	
	必要とする補助		
育 成 犬 に 関 す る 事 項	名前、性別及び生年月日	雄・雌 生	
	犬種、毛色及び毛質		
	狂犬病予防法施行規則第 四条に規定する登録番号		
	予防接種の状況	診療機関等の名称： 獣 医 師 名： 直近の予防接種日： 予 防 接 種 の 種 類： 印	
	検診等の状況	診療機関等の名称： 獣 医 師 名： 直 近 の 検 診 日： 検 診 等 の 結 果： 印	
訓 練 事 業 者 に 関 す る 事 項	氏名又は名称		
	住所又は主たる事務所の 所在地及び連絡先		
	代表者の氏名		
	育成犬の訓練者名及び訓 練経歴（代表訓練者）	訓練者名 育成頭数 頭、訓練経験数 年	

※獣医師名は、署名又は記名押印によるものとする。

※使用者の生活状況等を別添-1として添付ください。

※使用者の身体障害者手帳の写しを添付ください。

※狂犬病予防法施行規則第四条に規定する登録番号は、別添-2として添付してください。

※別添-3として診断書（申請日より3か月以内）を、別添-4として避妊・去勢手術証明書を添付してください。

別添書類の添付

以下、別添－ 1～別添－ 14 の書類等を添付する。

添付する書類は、下記の使用希望者、育成犬についての認定申請書の別添書類である。

使用希望者氏名 _____

住 所 〒 _____

電 話 _____

育成犬の名前 _____

生年月日 (西暦) 年 月 日 (歳)

犬 種 _____ 性 別 _____ 雄・雌 _____ 毛色 _____

使用希望者の障害及び生活の状況について

使用希望者	氏 名	(男・女)
障害の状況	疾患・障害名	障害者総合支援法における障害支援区分： 区分 介護保険制度の要介護(要支援)度： 障害者手帳等級： 級
	治療歴	
	服薬	
	禁忌事項・注意点	
	その他特記事項(合併障害、アレルギー等)	
	生活状況	職業
	就労状況	通勤の有無： 有 ・ 無 就業日数： 日/週 勤務時間帯： 時間/日(平均)
	職場の補助犬受入れ	可能・不可能・交渉中
	その他の社会活動	
	生活歴	
	家族構成	主な介助者： 家族や介助者の補助犬への理解：

(別添-1)

使用希望者の障害及び生活の状況について

生活状況 (つづき)	住環境	所有形態	持家・賃貸	
		住居形態	戸建て・マンション・アパート・公営住宅	
		補助犬受入れ	可能・不可能・交渉中	
		犬の飼育経験	本人：有・無 家族：有・無	
	コミュニケーション手段			
その他支援が必要な場面		(上記以外の生活場面、職場での場面、その他支援が必要な場面についてご記入ください)		
生活面で特筆すべき事項		(参加している地域サークル活動、趣味、その他活動など、補助すべき動作を検討するのに必要な事項についてご記入ください)		
一週間の 生活状況		月		
		火		
		水		
		木		
		金		
		土		
		日		
外出	普段利用している移動手段	鉄道・バス・タクシー・福祉車両・その他		
	外出の頻度	週 回		
経済状況	収入(本人・家族)	給与所得・年金・生活保護・その他 (月 万円)		
	飼育管理負担	補助犬の飼育管理費用 費用負担 可能・不可能		
聴導犬の希望理由				

※当該書類は、訓練事業者が相談時に作成したものを更新し、指定法人が申請時に再度アセスメントして整理する。

記載日 (西暦) 年 月 日
記載者 _____

狂犬病予防法に基づく畜犬登録番号の届出書

育成犬の名前 _____

生年月日 (西暦) 年 月 日 (歳) _____

犬種 _____ 性別 雄・雌 毛色 _____

畜犬登録番号

年 度 _____ 年度

登録先 _____ 都・道・府・県 市・区・町・村

登録番号 第 _____ 号

使用希望者(届出者)

氏 名

印

住 所 〒

電 話

身体障害者補助犬健康診断書

使用希望者氏名 _____

育成犬の名前 _____ 生年月日(西暦) _____ 年 月 日 (歳)
 犬 種 _____ 性 別 _____ 雄・雌 _____ 毛色 _____

1.一般状態

2.予防歴

- ① 狂犬病予防ワクチンの最終接種年月日 _____ (西暦) _____ 年 月 日
- ② 9 (8) 種混合ワクチンの最終接種年月日 _____ (西暦) _____ 年 月 日
- ③ フィラリア予防状況 _____
- ④ ノミ・マダニの寄生予防状況 _____

3.既往歴、現在治療中の疾患など

4.身体検査

- ① 体重測定 _____ k g
- ② 体表
 - ◆皮膚及び被毛の状態 良好・問題あり ()
 - ◆爪、パッドの状態 異常なし・あり ()
 - ◆外部寄生虫 無し・あり ()
 - ◆リンパ節 正常・異常あり ()
 - ◆肛門周囲・肛門嚢 異常なし・あり ()
 - ◆外部生殖器 異常なし・あり ()
- ③ 口腔内
 - ◆歯肉炎、歯石 異常なし・あり ()
 - ◆口臭 異常なし・あり ()

- ④ 耳
- ◆聴覚 異常なし・あり ()
 - ◆耳介、耳道内 異常なし・あり ()
- ⑤ 目
- ◆視覚 異常なし・あり ()
 - ◆眼瞼、結膜、角膜 異常なし・あり ()
 - ◆眼圧所見 異常なし・あり ()
- ⑥ 腹部臓器 (触診上)
- 異常なし・あり ()
- ⑦ 心臓、肺 (聴診・打診上)
- 異常なし・あり ()
- ⑧ 関節 (股・肘・肩) (視診・触診上)
- 異常なし・あり ()

5.検体検査

※別途、検査データの添付をお願いします。

- ① 血液検査 (CBC)
- 赤血球数・Hb・PCB・白血球数・血小板数・白血球百分比・TP
- 異常なし・あり ()
- ② 血液化学検査
- ALT・AST・ALP・GLU・TCho・BUN・Cre・TP・ALB
- 異常なし・あり ()
- ③ 尿検査
- 尿スティック・尿沈渣
- 異常なし・あり ()
- ④ 糞便検査 (直接・浮遊)
- 虫卵 なし・あり
- ⑤ ミクロフィラリア検査 (直接・抗原検査)
- 異常なし・あり ()
- ⑥ 眼検査
- 白内障、網膜症 異常なし・あり ()

6.股・肘関節レントゲン検査

- ① 歩様状態
- 異常なし・あり ()

② レントゲン検査

◆撮影年月日 (西暦) 年 月 日 (申請日より6か月以内が望ましい)

※レントゲン撮影については、OFAの場合は1歳以上・ペンヒップの場合は6か月以上のものとする。

◆撮影法 OFA・JAHD

※レントゲン撮影を行う獣医師へのお願い

- ・上記撮影法の基準に沿った撮影をお願いします。
- ・レントゲンフィルムデータの貸出をお願いします。

◆股関節

◆肘関節

記載日： (西暦) 年 月 日

獣医師名： _____

診察機関の名称： _____

住 所： _____

電話番号： _____

避妊・去勢証明書

育成犬の名前 _____

生年月日 (西暦) 年 月 日 (歳)

犬種 _____ 性別 _____ 雄・雌 _____ 毛色 _____

使用希望者の氏名 _____

住 所 _____ 〒 _____

電 話 _____

上記の犬に関して、避妊・去勢実施済みであることを証明します。

実施日： (西暦) 年 月 日 _____

獣医師名： _____

診察機関の名称： _____

使用希望者ニーズ調査書

ニーズ調査実施日 (西暦) 年 月 日

ニーズ調査内容

- ① 必要な補助動作
使用希望者のニーズ

訓練者から見たニーズ

医療関係者から見たニーズ

- ② 補助犬との暮らしにおけるニーズ
◆補助犬使用により達成したいQOL

◆補助犬使用により達成したい社会参加

- ③ その他

記載日 (西暦) 年 月 日
記載者 _____

(別添-6)

訓練計画書(スケジュール)

訓練計画書 (スケジュール)

計画作成者：

印

各訓練の予定が適正に計画されているかを確認します。各訓練の予定を時間軸に沿って記入してください。

	0	10	20	30	40	50	60	70	80	(60日以上)					
基礎訓練	開始日 .. 月 日									終了日 .. 月 日					
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	(100日以上)
動作訓練		開始日 .. 月 日													終了日 .. 月 日
										0	10	20	(10日以上)		
合同訓練										開始日 .. 月 日					終了日 .. 月 日

訓練経過報告書

育成犬決定年月日 (西暦) 年 月 日

1.基本動作訓練

開始日： (西暦) 年 月 日
 終了日： (西暦) 年 月 日
 実働日数： 日間

2.動作訓練

開始日： (西暦) 年 月 日
 終了日： (西暦) 年 月 日
 実働日数： 日間

3.合同訓練

開始日： (西暦) 年 月 日
 終了日： (西暦) 年 月 日
 実働日数： 日間
 総合評価日： (西暦) 年 月 日

※使用経験者で日数が少なくなる場合は、「使用経験者のため 日間で終了」と記載してください。

※各訓練におけるサマリーを添付してください。

※サマリーには、訓練の内容、訓練における留意点、訓練で生じた問題点とその解決方法、現状における課題点をご記入ください。

(西暦) 年 月 日

訓練事業者名：

訓練実施報告者名：

基本動作訓練サマリー

育成犬の名前 _____

訓練内容	◆基本動作訓練 ◆パブリックアクセスにおける動作訓練	
留意点		
訓練時における問題点とその解決方法		
	問題点	解決方法
今後に向けた課題点		

(西暦) 年 月 日

訓練事業者名: _____

訓練実施報告者: _____

聴導動作訓練サマリー

育成犬の名前 _____

訓練内容	◆聴導動作訓練	
	◆使用希望者ニーズに応じた訓練	
留意点		
訓練時における問題点とその解決方法		
	問題点	解決方法
今後に向けた課題点		

(西暦) 年 月 日

訓練事業者名: _____

訓練実施報告者: _____

合同訓練サマリー

使用希望者の氏名 _____
育成犬の名前 _____

訓練内容	<ul style="list-style-type: none">◆使用希望者の障害やニーズに合わせた訓練【訓練日数： 】 ◆使用希望者の生活環境に合わせた訓練【訓練日数： 】 ◆使用希望者に対する犬の飼育管理、健康管理、給餌、排泄等に関する指導【訓練日数： 】 ◆パブリックアクセス同伴訓練【訓練日数： 】
留意点	

訓練時における問題点とその解決方法	
問題点	解決方法
今後に向けた課題点	

(西暦) 年 月 日

訓練事業者名: _____

訓練実施報告者: _____

使用希望者の自己評価書

1. 補助犬の行動管理

① 基本動作

- ◆呼んだら来ますか (はい・いいえ・その他 ())
- ◆座る、伏せる、待つ、止まるができていますか (はい・いいえ・その他 ())
- ◆落ち着いて歩くことができていますか (はい・いいえ・その他 ())
- ◆食事中落ち着いていますか (はい・いいえ・その他 ())
- ◆他の動物や人に反応せずじっとしていますか (はい・いいえ・その他 ())
- ◆周囲の音に反応せずじっとしていますか (はい・いいえ・その他 ())
- ◆あなたに注目して注視していますか (はい・いいえ・その他 ())
- ◆あなたの指示に従っていますか (はい・いいえ・その他 ())

② 排泄

- ◆排泄の行動管理ができていますか (はい・いいえ・その他 ())
- ◆排泄物等の処理は管理できていますか (はい・いいえ・その他 ())

③ パブリックアクセスでの動作

- ◆公共交通機関での行動管理はできていますか (はい・いいえ・その他 ())
- ◆宿泊施設での行動管理はできていますか (任意項目) (はい・いいえ・その他 ())
- ◆商業施設での行動管理はできていますか (はい・いいえ・その他 ())
- ◆飲食店での行動管理はできていますか (はい・いいえ・その他 ())

④ その他

- ◆育成犬の健康状態や病歴は把握できていますか (はい・いいえ・その他 ())

2. 聴導動作

① 実施している聴導動作の内容は何ですか

- ② 聴導動作ができていますか (はい・いいえ・その他 ())

3.身体障害者補助犬法

- ① あなたは「身体障害者補助犬法」を知っていますか
はい・いいえ・その他（ ）
- ② この法律は、「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与を目的としている」ことを理解していますか
はい・いいえ・その他（ ）
- ③ 法律で定められている使用者の責務がいえませんか
はい・いいえ・その他（ ）
- ④ あなたが使用する補助犬の行動管理に責任が持てると思いますか
はい・いいえ・その他（ ）
- ⑤ あなたが使用する補助犬の健康管理に責任が持てると思いますか
はい・いいえ・その他（ ）
- ⑥ あなたは補助犬を使用することで生活の質が向上すると思いますか
はい・いいえ・その他（ ）
- ⑦ あなたは補助犬を同伴して社会参加をしたいと思いますか
はい・いいえ・その他（ ）

4.その他

- ① 補助犬との暮らしによってどんな可能性を想定していますか？
- ② 補助犬の使用にあたって不安と感じていること、課題と感じていることがあればご記入ください。

記載者 _____

合同訓練総合評価書

1. 育成犬の飼育・健康管理の評価

項目	評価	特記事項
使用希望者は世話（ブラッシング、歯磨き等）をできているか	合・否・要調整	
緊急時に動物病院に連れていくことができるか（連絡先を理解しているか）	合・否・要調整	
首輪・ハーネスをつけることができるか	合・否・要調整	
食餌、水などを適切に与えているか	合・否・要調整	
育成犬を清潔に保つための世話（体や足を拭く、シャンプー、つめを切る、耳垢チェック、耳掃除をする等）ができるか	合・否・要調整	

【その他の評価・意見】

2. 基本動作の評価

項目	評価	特記事項
合図したら来る	合・否・要調整	
座る	合・否・要調整	
伏せる	合・否・要調整	
待つ	合・否・要調整	
止まる	合・否・要調整	
「座る」を解除の指示があるまで維持	合・否・要調整	
「伏せる」を解除の指示があるまで維持	合・否・要調整	
「待つ」を解除の指示があるまで維持	合・否・要調整	
「止まる」を解除の指示があるまで維持	合・否・要調整	
強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	合・否・要調整	
指示された場所・時に排泄できる	合・否・要調整	
他の動物や音響（聴導にかかる音を除く）などの刺激を無視できる	合・否・要調整	
食べ物があっても無視できる	合・否・要調整	
使用希望者に注目して集中できる	合・否・要調整	
指示された場所に入ることができる	合・否・要調整	
人と接する楽しさ・喜びを感じる	合・否・要調整	

【その他の評価・意見】

3.聴導動作の評価

聴導動作については、使用希望者が適切な指示を出し、やりとりに問題がないか、また、育成犬が指示を理解し、的確にこなしているか、動作に問題がないかを判断します。

項目	評価	特記事項
生活に必要な音を覚え、知らせる ※知らせる音は任意	合・否・要調整	
	合・否・要調整	
音源に反応し音源場所に行く	合・否・要調整	
音源に反応し使用希望者を音源場所に誘導する	合・否・要調整	
音源に反応し使用希望者に音源場所を明確に示す	合・否・要調整	
火災報知器等の警報音や危険信号を知らせる	合・否・要調整	
後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる	合・否・要調整	
その他使用希望者が求める音に対する反応動作	合・否・要調整	
	合・否・要調整	
	合・否・要調整	
	合・否・要調整	

【その他の評価・意見】

4.パブリックアクセスでの評価

① 持ち物などの確認

使用希望者は、適切な準備ができ、育成犬は落ち着いた状態で待っているかを評価します。

項目	評価	特記事項
外出に必要なものを携帯しているか	合・否・要調整	
育成犬はハーネスと ID を身に着けているか	合・否・要調整	
ハーネスに「訓練中」の表示はあるか	合・否・要調整	
排泄は終了しているか、できたか	合・否・要調整	

【その他の評価・意見】

② 家から出て移動する

使用希望者は安全を確認し、育成犬は落ち着いて使用希望者とペースを合わせているか、落ち着いた態度を保っているかなどを評価します。

項目	評価	特記事項
使用希望者は自分と育成犬の安全を確認できているか	合・否・要調整	
安定した歩行ができているか	合・否・要調整	
他の動物や大きな音などに動じることなく落ち着いた歩行ができているか	合・否・要調整	
ほかの人の妨げにならないよう歩行できているか	合・否・要調整	
使用希望者と育成犬のペースが合っているか	合・否・要調整	
使用希望者が止まったときに育成犬が止まれているか	合・否・要調整	

【その他の評価・意見】

③ 公共交通機関（鉄道・バス）を利用する

使用希望者は育成犬とともに安全かつ周囲の妨げとならないよう乗降ができるか、また、育成犬は周囲の乗客などに関心を示さずに落ち着いた態度を保っているかなどを評価します。

項目	評価	特記事項
周囲の状況を確認し、育成犬を誘導して乗降できるか	合・否・要調整	
車内で適切なポジションを保つことができるか	合・否・要調整	
ほかの乗客に関心を示さずに落ち着いた態度を保てられるか	合・否・要調整	
車内の騒音や振動に動揺していないか	合・否・要調整	
ほかの乗客に気配りができているか	合・否・要調整	
他の客の注意をひこうとしないか	合・否・要調整	

【その他の評価・意見】

④ 自動車（タクシー・自家用車）を利用する

使用希望者は育成犬とともに安全かつ周囲の妨げとならないよう乗降ができるか、また、育成犬は指示に従って速やかに乗降しているかなどを評価します。

項目	評価	特記事項
周囲の状況を確認し、育成犬を誘導して乗降できるか	合・否・要調整	
車内で適切なポジションを保つことができるか	合・否・要調整	
車内の騒音や振動に動揺していないか	合・否・要調整	
育成犬はリードを離れても勝手な行動をしないか	合・否・要調整	

【その他の評価・意見】

⑤ 商業施設（スーパー・百貨店等）を利用する

使用希望者は育成犬とともに安全かつ周囲の妨げとならないよう入店ができるか、指示ができるか。また、育成犬は他の客や商品などに関心を示さず落ち着いた態度を保っていただけるかなどを評価します。

項目	評価	特記事項
周囲の状況を確認し、育成犬を誘導して入店できるか	合・否・要調整	
周囲の買い物客や陳列されている商品などに気配りができているか	合・否・要調整	
育成犬は落ち着いて使用希望者の横を、ペースを合わせて歩行できるか	合・否・要調整	
狭い場所でもうまく通り抜けることができるか	合・否・要調整	
商品に関心を示さず、匂いもしつこくかがないか	合・否・要調整	
買い物カートや走る子どもなどを怖がらないか	合・否・要調整	
突然の音や放送音を怖がることなく落ち着いているか	合・否・要調整	
必要な時に「座れ」や「待て」の指示に従うことができるか	合・否・要調整	
他の客の注意をひこうとしないか	合・否・要調整	

【その他の評価・意見】

⑥ 飲食店（レストラン・喫茶店等）を利用する

使用希望者は育成犬とともに安全かつ周囲の妨げとならないよう入店ができるか、指示ができるか。また、育成犬は他の客や食べ物などに関心を示さず落ち着いた態度を保っていただけるかなどを評価します。

項目	評価	特記事項
周囲の状況を確認し、育成犬を誘導して入店できるか	合・否・要調整	
周囲の客などに気配りができているか	合・否・要調整	
育成犬は落ち着いて使用希望者の横を、ペースを合わせて歩行できるか	合・否・要調整	
狭い場所でもうまく通り抜けることができるか	合・否・要調整	

落ちている食べ物や人が食べているものに関心を示さず、匂いもかがないか	合・否・要調整	
テーブルの下もしくは使用希望者の指示した場所で「伏せ」の指示に従うことができるか	合・否・要調整	
食事の間は静かに待ってられるか	合・否・要調整	
他の客の注意をひこうとしないか	合・否・要調整	

【その他の評価・意見】

5.使用希望者と育成犬の関係

使用希望者と育成犬が互いに信頼し、適切な関係が構築されているかを評価します。

項目		評価	特記事項
使用希望者	育成犬を褒め自信を与えているか	合・否・要調整	
	育成犬をコントロールできているか	合・否・要調整	
	的確に指示を出せていたか	合・否・要調整	

【その他の評価・意見】

記載日 (西暦) 年 月 日

記載者 _____

育成犬との適合状況についての当該申請に係る使用希望者の意見

①育成犬の飼育・健康管理について

②基本動作について

③聴導動作について

④パブリックアクセスについて

⑤育成犬との関係について

記載日 (西暦) 年 月 日

記載者 _____

2. 2 リモート審査の方法等について

検討ステップ① リモート審査方法を定めるための論点整理

リモートの審査方法を定めるにあたり、実施を想定した「論点」は何かについて議論を行い、基本的な方向性を見出した。

- リモートや録画を活用した認定審査について…参考資料 2

検討ステップ② リモートや録画を活用した認定審査(案)について

事務局が作成した認定審査についてのたたき台(案)に基づく議論を行い、「最終案」の整理を行った。

検討ステップ③ リモートや録画を活用した認定審査の実施方針

最終案として、構成メンバーによる精査を受け、「指定法人意見交換会」の成果として、今後各法人がこの方針を「基本ベース案」とし、リモートや動画を活用した認定審査を実施していくものとした。次頁から実施方針を示す。

リモートや録画を活用した認定審査の実施方針

介助犬・聴導犬の審査は指定法人が実施するものであるが、使用希望者の住居が指定法人から遠方である、指定法人へ出向くことが身体的に大きな負担となるなどの人がいる。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、県を跨いだ移動が制約される、集合して審査委員会を行うことが難しいなどの状況が生じている。

こうしたことから、リモートや録画を活用し、効率的な審査を行うことによって、障害当事者である使用希望者の負担を軽減していくことが求められている。しかし一方で、リモートや動画を活用する場合には、審査方法等を定めておくことが適当であるため、指定法人による協議によって、以下の方針に基づき、リモートや録画を活用した審査の導入に向けた方針を以下のように設定した。

方針① 使用希望者の「個人情報の保護」を厳しく取り扱うこと

審査においては、「個人情報の保護」を厳しく取り扱うことが前提であるが、リモートや録画を活用して審査を行うにあたっては同様である。使用希望者個人の情報を使用希望者、指定法人、審査委員間で取り扱うこととなることから、個人情報の保護については厳重な取り扱いを行うことが必要である。

方針② 審査をリモートで実施する場合は、事前に対面した場合とする

審査を行うにあたっては、使用希望者の障害の状況、補助犬の使用希望ニーズなどについて「対面」で確認することが重要である。したがって、リモートで実施する場合においても、事前に指定法人との「対面」が必要である。

○その指定法人で初めて審査を受ける場合

その指定法人で初めての審査を受ける使用希望者は、リモートでの審査を行う場合には、それ以前に指定法人との対面での面接などを受ける必要がある。ただし、面接を受ける場所は指定法人とは限らず、訓練事業者や使用希望者の居宅でも構わない。

○代替の補助犬の審査を受ける場合

代替までの期間には、使用者の身体的機能の変化などが生じている可能性があることから、代替希望者がリモートで審査を行う場合には、必要に応じて事前の対面での面接などを受けるものとする。上記と同様、対面の場所は問わない。

方針③ 動作検証は、事前に動画で録画し活用することができる

動作検証は、事前に動画で録画し、活用することができるものとする。動画は、申請する使用希望者の負担を軽減することや、事前に審査委員がチェックでき審査を効率的に実施できることが期待できる。

ただし、録画の撮影にあたっては、補助犬の訓練の知識のある者（担当訓練士ではない者）が行うこと望ましい。訓練の知識のある者が対応できない場合には、知識のある者にアドバイスをもらって行うことが望ましい。また、各検証内容の動画は、途中で編集されているものではなくワンカットのものを活用すること。

方針④ リモート審査委員会は、実施環境に応じた運用を行う

リモートによる審査委員会では、リアルタイムで動作検証が実施できる場合もあれば、Wi-Fi環境によって難しい場合もある。リモートによる審査は、その場でリアルタイムに動作検証を行うことが望ましいが、実施環境（Wi-Fi環境等）によってリアルタイムでの動作検証が難しいようであれば、録画を用いた上で、面接をリモートで行うなどとするなど、適宜行うものとする。

※特に、リモートでの審査が未だ実績が少ないため、今後検証し方針をブラッシュアップしていくことが必要である。

2. 3 認定審査委員の役割について

検討ステップ① 審査委員の役割についての各法人の考え方の整理

指定法人の取組実態にかかるアンケート調査で把握した、各審査委員の役割について整理を行い、各方針の考え方を共有した。

■審査委員の構成員、役割…参考資料 3

検討ステップ② 審査委員の役割(案)について

事務局が作成した審査委員の役割についてのたたき台(案)に基づく議論を行い、「最終案」の整理を行った。

検討ステップ③ 審査委員の役割について

最終案として、構成メンバーによる精査を受け、「指定法人意見交換会」の成果として、今後各法人がこの方針を「基本ベース案」とし、ここで整理した審査委員の役割を踏まえた審査を実施していくものとした。次頁から審査委員の役割を示す。

認定審査委員の役割について

審査委員会に参画する審査委員については、それぞれの職種に応じて、審査における役割として、使用者の社会参加や QOL 向上のために以下を基本の役割として指定法人間において標準化していくものとして整理した。

今後、指定法人間の情報共有により、実態に合わせ内容を精査していくことが重要である。

委員の職種	役割（各者が重点的に審査する視点）
訓練士	訓練の計画と実施状況、育成犬の動作の習得状況や使用希望者とのコミュニケーション手段、ハンドリング能力の確認、使用希望者の生活上の習慣と育成犬の特性の把握、動物福祉や飼育管理能力の確認、使用希望者と育成犬とのマッチングの評価
医師	日常生活や社会参加状況における使用希望者の予後予測含めた身体機能の評価、健康やリスク管理能力の評価、障害状況と育成犬の使用についての適性の評価
獣医師	育成犬の身体面や健康状態、衛生面の確認、作業負荷含めて補助犬としての適性の評価
作業療法士	評価結果をもとに使用希望者の身体機能や作業姿勢、上肢作業能力と、育成犬に求める介助動作とのマッチング、飼育管理動作、二次障害予防を含めた代替案や動作についての工夫・改善の有無の確認、評価
理学療法士	評価結果をもとに、使用希望者の身体機能や基本動作、移動能力と、育成犬に求める介助動作とのマッチング、二次障害予防を含めた代替案や動作についての工夫・改善の有無の確認、評価
言語聴覚士	評価結果をもとに、使用希望者のコミュニケーション手段と育成犬に求める聴導動作とのマッチング、代替案や動作についての工夫・改善の有無の確認、評価
社会福祉士	使用希望者の生活状況（ADL、社会参加など）、障害状況、経済状況、住環境、他機関との連携状況、利用している社会資源などを把握し、外出を伴って社会参加するための補助犬の必要性や適正に使用できる状況にあるか、使用希望者のニーズと育成犬とのマッチングの評価
心理士 (必要に応じて)	補助犬を適正に使用できる状況にあるかの精神面の評価、コミュニケーション能力・理解度から見た社会への協調性の評価、使用希望者のニーズと育成犬のマッチング評価、学習障害や発達障害などの評価

V 分析・考察

介助犬・聴導犬の質の向上及び普及に向けて、訓練基準及び認定要領にかかる実態及び課題を整理し、認定要領の見直しに係る検討を指定法人の意見交換を通して行った。

■ 認定要領の見直しに係る検討

指定法人7社の意見交換により、実施者自らが課題点を認識し、以下の3つのテーマで方向性を検討した。

① 認定に係る申請様式の統一化について

各法人がこれまで行ってきた認定に係る申請の様式をベースとして、統一的なフォーマットを作成した。今後は、この申請様式を統一的に用いることで、認定申請が一定の水準となることが期待され、ひいては認定される介助犬・聴導犬の質の向上につながることも期待される。

今後は、定期的にこの申請様式について指定法人間で課題点を共有し、ブラッシュアップを図っていくことが必要である。

② リモート審査の方法等について

新型コロナウイルス感染症拡大によって、認定審査のリモートによる実施事例も見られたことから、リモートによる審査の方法についても具体的な方針が必要となったために検討を行った。しかし、現時点では実施事例も少ないことから、リモートで繋いだ状態で動作検証を行うことに課題（Wi-Fi環境等）が残ったことから、適宜運用していくことでとりまとめた。

しかし、今後リモート審査の実績を積み重ね、指定法人間で課題を共有し、方針をブラッシュアップしていくことが必要である。

③ 審査委員の役割について

審査委員会の審査委員は、それぞれの職種に応じて審査における役割を明確化していくことが課題であったことから、各委員が重点的に審査する視点を検討・整理した。

これに基づき、審査における視点を持つことで、適正かつ質の向上につながる審査が期待できる。

今後は、明確にした役割が実行されているかの検証を定期的実施していくことが重要である。

■ 訓練基準について

訓練基準については、アンケート調査の実施により、その実態と課題が明らかとなった。今後は、この課題点について、認定要領と同様、運用する訓練事業者自らが検討し、方策・方針を整理していくことが必要である。

VI 成果等の公表計画

本調査研究の報告書については、納品後、調査実施主体である社会システム（株）のホームページに掲載し、公表する。また、指定法人意見交換会にて検討した統一フォーマットやリモートの実施方針、認定審査委員の役割については、指定法人へ配布した。

參考資料

参考資料－１：認定申請書類にかかるご意見のまとめ
(第２回意見交換会、使用者アンケート)

- 以下の書類を基本とし、各法人が必要と考える事項などについては、別途書類を添付する。
- 申請時であるので、「使用希望者」「候補犬」で統一する
- 使用希望者、候補犬の名前などの記載は、記入者の負担にならないよう、整理する。
- 様式第２号及び別紙は、補助犬法施行規則に規定されているものであるため除いた。

認定申請書類(案)		第２回意見交換会でのご意見	使用者アンケートでのご意見（赤字が反映した点）		書類の作成や提出の際に問題となったこと、気になったこと
			不足点や申請にあたっての課題など		
			内容	運用	
別添－１	使用者の障害及び生活の状況について	<p>○誰が書くのか？訓練事業者が書くとする、相談時に同様のものを書いているので二度手間になる。 ➡相談時（医学的見地、リハ専門家の意見も入れた上で）に訓練事業者が作成したものを提出いただき、指定法人が認定審査会に挙げるために整える。</p> <p>○基本情報として家族関係、経済面、生活歴、治療歴、通院、服薬、住環境、移動手段(屋内外)、使用している福祉用具などが必要</p> <p>○管理能力の評価も必要</p> <p>○医学的見地での意見書も必要 ➡難しいというご意見も。これは統一には入れないでよいのか？</p>	<p>○補助犬使用の是非、可否の判断、また適応するとするならば、どのような犬が適するのか、どのような補助動作がその使用者の生活の質を向上させるのか、等の訓練計画につながるような内容であるべき。</p> <p>○「補助犬の希望理由」は使用者本人からの聞き取りで記載する項目なのだと思うが、「希望理由」とは「補助犬にやってもらいたいこと」だけでなく、「補助犬との暮らしに期待すること」などにも遡及できるとよいと思う。</p> <p>○障害に関する禁忌事項・注意点</p> <p>○犬の飼育歴（有無、犬種、頭数、年数）</p> <p>○介助犬の飼育能力、家族等の飼育協力者の有無</p> <p>○障害状況を把握するために認定を受けている場合に限り、障害者総合支援法における障害支援区分または介護保険制度の要介護（要支援）認定区分を記入してはどうでしょうか？</p> <p>○生活関連動作の状況も障害支援区分の認定調査項目に倣って「支援が不要（自立）」・「部分的な支援が必要」・「全面的な支援が必要」の３段階で十分ではないでしょうか？50%以上、50%未満では、判断が難しいと考えます。</p>	<p>○誰がどのようにして聞き取り、記載するのかが定めるべき➡訓練事業者が主観的に見聞きして判断したり、使用者の希望や考え、説明等を聞くだけで記載したりするのではなく、きちんとしたソーシャルワークにおけるインテークという観点から使用者（クライアント）自身、生活環境、障害状況を評価すべき</p> <p>○評価者は、「犬の専門家」の視点からのみではなく、「人に関わる専門職」として、PT, OT, SWの視点を入れるべきである。特に障害の状況や必要とする補助動作については医学的専門的な判断を必要とすると考えられるので、訓練士と使用者のみで完結するべきではないと思う。</p>	<p>○誰の意見に基づき作成されたものか、誰の視点で記載されたかを明確にする必要がある。使用者本人が記入している（だけ）のケースもあるので。</p> <p>○家族や職場の状況や理解については、本人からの聞き取りだけでなく、裏付けも必要となると思われる。</p> <p>○経済状況の調査は、介助犬を飼育できる収入が有るかどうかの確認であるが、詳細な資産状況を求められた。</p>
別添－２	狂犬病予防法に基づく畜犬登録番号の届出書				
別添－３	身体障害者補助犬健康診断書	<p>○混合ワクチンについては失明をしてしまった例があり、毎年やる必要があるのか疑問。 ➡医学的見地からの判断が必要か。➡判断が難しいため、必須としない？</p>		<p>○補助犬として不適合にはならないものの、犬の健康上に留意点がある場合、使用者への説明や合意などについての視点が必要と思われる。</p>	<p>○健康診断項目について、使用（希望）者自身も理解する必要があると思われる。単なる書類の横流し提出ではなく、この書類を機に、</p>

認定申請書類(案)		第2回意見交換会でのご意見	使用者アンケートでのご意見（赤字が反映した点）		書類の作成や提出の際に問題となったこと、気になったこと
			不足点や申請にあたっての課題など		
			内容	運用	
		<p>○犬糸状虫症の予防状況、ノミ・マダニの寄生予防状況についても追記すべき</p> <p>○検体検査には、骨格、関節、歩様も入れるべき</p> <p>○レントゲンの撮影方法（OFA、JAHD）を書き込むようにすべき</p> <p>○眼の検査も入れるべき</p> <p>○どの犬についての健康診断書かがわかるように、冒頭に：「使用者氏名、候補犬の名前、生年月日、診断時の年齢、犬種、性別、色」は最低限あったほうがよいと思います。（記載者は診断医 ※記載者一覧では名古屋リハ含めて皆さん訓練事業者となっていますが・・・2～4は病院の医師と思われる）</p> <p>○ワクチンについては、あり方検討会で獣医学の教授の方がいらっしゃるのでもそちらで正式に検討いただくのがよさそうに思えます。⇒今年度は難しい？</p>			<p>使用者が「犬の状態」を学ぶようにすべきと思う。</p>
別添-4	避妊・去勢証明書				
別添-5	訓練計画書（スケジュール）		<p>○「別添-1」ならびに「別添-6」を踏まえて、どのような補助犬や補助動作がその使用者にとって適しているか、ということから導き出される補助犬の「完成予定図」を設定し、そこに向けてそれぞれの訓練のゴール設定（クリアポイント）を明確にし、必要とする日数を計画していく必要があると思われる。</p> <p>○スケジュール（予定）なので日数の変更は当然生じ、日数で予定を消費していくのではなく、クリアすべき基準、目標を明確にした予定（計画）にしてほしい。（何日間行う、ではなく、ここまで出来るようになるまで、という目標を設定したプランニング方法）</p>	<p>○基礎訓練や動作訓練がユーザーとのマッチング前に終了している場合でもユーザーの状況によっては修正や調整が必要にある場合もある。臨機応変な対応のできる計画であってほしい。</p> <p>○使用（希望）者の身体的、社会的条件を鑑みた無理のない計画を立ててほしい。訓練事業者のみで計画を立てて進めるのではなく、介護保険の介護計画書のように、訓練事業者の作った計画書を使用者に提示し、説明、必要に応じた修正をし、合意の上で進めるようにしてほしい。</p>	
別添-6	使用者ニーズ調査	<p>○項目をもっとわかりやすく、明確に</p> <p>○「補助犬使用を続けていくイメージ」は必要か？</p> <p>○期待できるQOLの向上（長期・短期の目標）</p> <p>○OADLやIADLの調査および、長期計画などの期待できる改善点などの洗い出しも加えていただきたい</p> <p>⇒使用者ニーズ？</p>	<p>○実際に音を聞いたことのない人にとってどのような音が伝わるのが助けになるのか、イメージがわからないこともある、など、本人の希望だけでなく、客観的にニーズを探る必要がある。</p> <p>○補助犬使用がゴールではなく、補助犬使用による障害者の生活向上、社会参加の広がりが目標であるので、単に補助犬に対するニーズ調査でとどめるのではなく、障害者の「社会参加計画」の策定まで考えてほしい。</p>	<p>○「別添-1」できちんとしたインテークが行われることにより、使用者自身の主観的な希望や目標だけでなく、客観的な補助犬の有用面や目標を設定することが可能となり、より高いQOLを目指すことができるようになると思う。専門職の評価も活用して、希望者が当初自分自身で考えていた以上の効果があることに気付くようなニーズ発掘をしてほしい。</p> <p>○補助犬法の目指すところが「補助犬を作ること」ではなく、補助犬によって障害者のQOLをより高めることが目的であることを</p>	

認定申請書類(案)		第2回意見交換会でのご意見	使用者アンケートでのご意見(赤字が反映した点)		書類の作成や提出の際に問題となったこと、気になったこと
			不足点や申請にあたっての課題など		
			内容	運用	
			○希望者が要望する補助作業に対する 訓練者・医療従事者の意見	考えるならば、「障害者のQOLをより高めるために、その補助犬に求められること」が補助犬のニーズであるべきと考える。	
別添-7	訓練経過報告書		○すべてにおいて、「日数」「時間数」による実施状況報告だけでなく、 目標に対する達成状況(経過)を明記 してほしい。日数をクリアすればよいのではなく、段階ごとに必要な基準を満たすことをクリアすべきポイントにするべきであり、また、どのポイントで計画より日数を要したかが明らかになることによって、その犬、使用者、ペアの留意すべき課題も見えてくると思われる。	○合同訓練において、使用者に対して、「補助犬法について」や社会参加における課題や対処方法、事例等に関するレクチャーなどを組み込むべきだと思う。使用者自身が自ら学ぶべき点ではあるが、その導入として、訓練事業者によるレクチャーがあることが望ましい。そのレクチャーを踏まえて、別添-11「自己評価」における3の補助犬法についての自分自身の考えや意見を述べることになると思う。何も知らないまま、知るすべもないまま認定されて、社会に放り出され、その後、トラブルが生じて正しい対処方法を知らなかったり、訓練事業者との連携をとれなかったり、などの問題が生じるということが今後起きないようにするためには、そのような「犬」については内容の講義が必要と思われる。	
別添-8	基本動作訓練サマリー	○問題点、解決方法は訓練時の経過を書く ○課題がある犬が認定されるのか			
別添-9	介助動作/聴導動作訓練サマリー	➡100%課題がないということはないのでは。今後取り組むべき課題として整理し、総合評価でそこを中心にチェックしてもらおうのではないかと。課題が残っても、社会参加にあたって周囲に危害を加えることなく、使用者のQOLを意識して一緒に生活できるか・・・を確認する資料ではないか。			
別添-10	合同訓練サマリー	○基本は訓練事業者が書くものであるが、認定時において認定法人が評価する・・・といったダブルチェックでよいのでは ○訓練内容の項目に【訓練日数】を入れていただいておりますが、現行では、 ・基礎訓練 60日間以上 ・介助動作 120日間以上 聴導動作 100日間以上 ・合同訓練 40日間以上 (聴導犬 10日間以上) とありますので、それぞれの訓練で、合計日数が基準を満たしているかを確認できると良いかと思えます。例えばですが、別添7の、1, 2, 3のそれぞれの終了日の下に、「実働日数 日間」の項目があると良いかもしれません。 ○基準となる訓練日数から少なく終了する場合は、「使用経験者のため訓練日数は〇日間で終了」と必ず記載をするよう別添7 or 別添10などに※等で表記していただくようお願い	○合同訓練サマリーにおいて 実施した訓練毎の日数または時間		
別添-11	使用者の自己評価書	○1.の順番は、①基本動作、②排泄・・・とする ○排泄の処理については、援助依頼する方もいるので「排泄物等の処理の管理はできるか」とすべき ○パブリックアクセスの宿泊施設については、合同訓練時に宿泊施設を経験していない場合もあるので、ここは任意とすべきか ○補助犬法の理解は、様式第二号に理解していることを明文化するのはどうか ○法の理解について、使用希望者本人が書けるのか？ ➡自分で書けるよう、回答しやすいものとする ○その他のリタイアのことは必要か	○1人の障害者として、「補助犬」と共に暮らすこと、共に社会参加していくこと、について どのように自分を評価するか、どのように自分の変化や可能性を想定しているか 、の視点も必要と思われる。 ○候補犬の健康状況や病歴を把握しているかどうか？ ○訓練事業者による、訓練指導・犬の管理指導・法令等の教育が適切だったか？ ○すべての申請書類の内容を把握しているか？しなかった場合は、理由も。 ○あなたは補助犬を使用することで自立した生活が送れると思いますかの質問は、	○認定時において、使用者が補助犬との暮らしをどのように思い描いているかを認定法人が把握しておくことは、認定後のフォローアップにおいて、その補助犬の有効性の判断の材料になると思われる。	

認定申請書類(案)		第2回意見交換会でのご意見	使用者アンケートでのご意見(赤字が反映した点)		
			不足点や申請にあたっての課題など		書類の作成や提出の際に問題となったこと、気になったこと
			内容	運用	
			<p>これまで自立していない人への質問の様で違和感があります。</p> <p>○あなたは補助犬を使用することで自立した生活が送れると思いますかの質問は、現在自立していても、補助犬と暮すことでQOLを高めたい人もいるので、問いが不適切。</p> <p>○あなたは補助犬を同伴して社会参加をしたいと思いますかの質問は、自分の生活の中で補助犬を同伴したいでは？</p>		
別添-12	合同訓練総合評価書	<p>○別添-15と書式をあわせるべき</p> <p>○介助/聴導動作の評価の、拾い上げ、手元に持ってくるなど使用希望者によって違いができるものは、欄だけ設けて内容は入れておこななくてもよいのではないか</p> <p>○飲食店の利用の中で、「テーブルの下もしくは・・・ふせの指示に従うことができるか」とあるが、「テーブルもしくは指示された場所で・・・」とすべき</p>	<p>○別添14「総合評価・判定書」との違いがはっきりしないため、訓練事業者によって、誰がどのようにして作成するかが、まちまちとなっている。</p> <p>○別添14が第三者からの客観的な評価であるのに対し、こちらは訓練士(事業者)が合同訓練の成果を記載するのであるならば別添7~10とリンクさせ、合同訓練終了に当たっての達成状況を報告する形にすれば良いと思う。</p> <p>○合同訓練に入る前に、医師の評価が必要だと思えます。(医師による評価票を参考に添付)</p> <p>○⑥小型聴導犬は、混雑した車両内等ではユーザーの膝の上に伏せさせるので、待機場所の限定はしないで下さい。</p>	<p>○訓練担当者の一方的な評価ではなく、使用(希望者)の理解等を確認した上での評価をしてほしい。コミュニケーション上の支障がある聴導犬ユーザーの場合、特にそのような確認は重要である。(よくわかってなくても聞き返せない、よく理解できていないのに、理解したつもりになっている、理解できていないこと誤解していることを自分で気づけない、などが起こりがちなので。)</p>	<p>○誰がどの段階で作成するのが、訓練事業者や指定法人によってバラバラである点が問題。訓練事業者による「自己採点」であるならば、「合否」と言っても単なるチェック項目に過ぎない。</p>
別添-13	育成犬との適合状況についての当該申請に係る身体障害者の意見		<p>○「育成犬との適合状況について」と限定するのではなく、訓練全体を通しての使用希望者の意見、気持ちを聞く機会がどこかで必要と思われる。そしてその機会は訓練事業者を介在させない場(書面)であることも望ましい。合同訓練などを通して使用(希望)者が感じたこと、訓練士(事業者)には言いにくいこと、聞きにくいことを表出する機会が必要。訓練事業者は「言いづらいことなどない関係づくり」と言われるが、やはり犬の「プロ」の指導や意見に対して、使用者はなかなか言えない立場でもあるので、認定後も長いフォローアップ関係を良好に保つためにも使用(希望)者の意見・気持ちの表出機会があるべきと考える。</p>		<p>○使用者が本音を伝え(記載し)やすい書式や提出方法に工夫が必要。</p> <p>○使用者の作成する書類も、訓練事業者を通じて提出するとなると、「訓練事業者の訓練や指導が不十分だった」などの意見は書けません。そのため、訓練事業者が作成した書類と使用希望者が作成した書類を別々に提出することの検討も必要かなと思います。</p>

認定申請書類(案)		第 2 回意見交換会でのご意見	使用者アンケートでのご意見（赤字が反映した点）		書類の作成や提出の際に問題となったこと、気になったこと
			不足点や申請にあたっての課題など		
			内容	運用	
別添-14	総合評価・判定書	<p>○訓練事業者が実施する総合評価の判定書</p> <p>○医療専門職の欄は2段必要か</p> <p>○署名欄はどこに記載するのか？ 訓練事業者が揃えるようであればよいですが、下の欄に「指定法人名」とあるので認定指定法人のスタッフが判定した内容について記載、署名をする、ということであれば、署名欄の職種はなくてもよいのではないのでしょうか。審査委員会は必ず「～有するものより構成された審査委員会で～」とあるが、総合評価は必ず全員揃っていないといけない、ではなく、複数の者の総合的な評価と解釈できるので職種の記載はないほうがやりやすいのではと思います。また、自筆であれば印はなくてもよいのではないのでしょうか。一番上の「判定者_____印」の欄はなしでよいと思います。</p>	<p>○各専門職の意見も書いて欲しいです。</p>	<p>○本来、訓練の成果を評価するのであれば、第三者が客観的に評価すべきだが、実際は訓練士と繋がった立場の担当者が評価しているケースや訓練士の言いなりになっているケースがある。(訓練をした事業者の訓練士が評価の判定会のメンバーになっているようなケースも)</p> <p>○総合評価は、認定審査前の仮免審査、模擬審査的な役割であることが望まれ、その客観的な立場からの評価を基に残された課題に気付き、その解決を図った上で認定審査に臨めるような役割を果たしてほしい。</p>	

参考資料－２：リモートや録画を活用した認定審査について

1. 認定要領の見直しに係るワーキング資料抜粋

■ 認定要領に関する主な意見（第3回WG資料1）

<犬の動作検証について>

- リモートや録画を活用した認定審査は、柔軟に取扱うことを考えてもよいのではないか。
- 補助犬の認定について、コロナ禍で特に緊急事態宣言などが発出されると、医療従事者との日程調整が難航する。このような場合は、リモートや録画、電子的な情報のやり取りで進めさせて欲しい。
- コロナ禍で工夫していることとして、ユーザーの孤立を防ぐため、リモートでの相談や面談を行っている。
- 基礎疾患のある障害のある方が、コロナ禍でも補助犬の認定のため感染者数の多い地域の指定法人に出向くのは困難である。
- 面談や合同訓練を指定法人で行う負担が大きく、改善が必要である。**的確な審査が確保されれば、質の確保は可能**である。
- リモートの限界も踏まえた上で、導入することについて検討してはどうか。
- 代表の審査委員がビデオ撮影し、それを確認して動作検証することにすれば、ユーザーや審査委員の負担が軽減されと考えられる。
- 代表者が撮影したビデオを見て動作検証することについては、既にいくつかの指定法人で行われており、差し支えないのではないか。

■ 認定要領の見直しにすすめるWGのまとめ（リモート部分の抜粋）

- 認定審査における犬の動作の実地検証に際してリモート方式（録画又はリアルタイムによる動画）を活用することについては、指定法人の遠隔地に在住する使用者の負担軽減に資することやICT技術の向上等を踏まえ、活用可能であることを明確化するとともに、指定法人の所在地が限定されていることを踏まえ、使用者負担軽減の観点から活用を進めていくことが適当である。【認定要領の修正】
その際、指定法人は、介助犬・聴導犬として必要な能力の認定を適切に行うことができるよう、リモート方式による犬の動作検証等にあたっての**審査方法等をあらかじめ定めておくこと**が適当である。【認定要領の修正】

2. 「リモート等による認定審査方法」を定めることについての論点

※前提として、「個人情報の保護」を厳しく取り扱うこと

論点① どのような場合にリモート方式を活用するか？（実施条件の考え方）

→指定法人に行けないときのための選択肢。

- 指定法人との距離 地域格差をなくす
- 身体的負担 など
- 新規と代替 直接的な接点は必ず必要か

新規：必ず面談等の**対面が必要**(必ずしも指定法人に来るではなく、伺って対面することを含む)しているのであればよいか？

代替：対面の経験を踏まえて、リモートを導入する(必要に応じて、対面の面談等を入れる)

- やむを得ない状況(緊急事態宣言下など)

○審査委員がいけない場合はどうするか？(ケアマネ、担当以外の訓練士などに入ってもらえるか?)→指定法人は行くべきか 責任の明確化

論点② リモート方式の活用に際してどのような点に留意すればよいか？

- 撮影者(録画)

○認定審査委員が確認する

○撮影は検証できる内容であればよいか(決めてしまうのは難しい)

※ただし、担当訓練士ではないこと

※撮影内容を事前に確認すること(特に訓練士に確認が必要)

※コロナ禍などの移動制約がかかる特殊なケースの場合には、検討が必要。

- 動作検証会(動画+リモート)

○サポートは、家族、周囲の専門家、指定法人からのスタッフ派遣などが行う。
(中立を保って、訓練)

○本人がリモート環境をつくるのは難しい

- 録画/リアルタイム

併用で

相談・専門職の評価、総合評価はどうするか

基本リアルタイムで、設定が難しいところが録画か

事前に動画を審査委員に渡すことで効率よく進むメリットはある

動画は限定 YouTube などとすると動画のやりとりなく効率よい

- 撮影画角 など

決めていくことは難しいが、検証できる・・・という程度か

- 明確な視点

論点③ その他

審査方法における実地とリモートの違い など 格差をどう埋めていくか

導入にあたっての今後の検討課題 など

※リモートの申請審査会の情報交換会をやりたい(報告会)

参考資料-3：審査委員の役割についての各法人の考え方の整理

実地の検証及び実地の確認は、身体障害者補助犬の訓練を行う者（当該申請に係る育成犬の訓練を行った者を除く。）並びに医師、獣医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士その他の必要な知識経験及び技能を有する者により構成された審査委員会で行わなければならない【身体障害者補助犬法施行規則】

アンケートへのご回答

	指定法人①		指定法人②		指定法人③		指定法人④		指定法人⑤		指定法人⑥		指定法人⑦(今回ご回答)		まとめ
	人数	役割	人数	役割	人数	役割	人数	役割	人数	役割	人数	役割	審査時の役割	持つべき視点	
訓練士	1	主に介助犬の状況からの使用者とのマッチングの判断	1	担当訓練士の指導力・使用者のハンドリング技量・補助犬法などの理解度を審査			1	訓練状況及び希望者のコントロール状況の確認	1	使用者と候補犬について	1	候補犬の訓練成果および希望者の犬管理能力と、補助犬への理解度	(対使用者) 訓練内容と時間、法の理解、障害の度合いと動作のバランス、操作の習得具合 (対候補犬) 訓練内容、落ち着き、使用者への信頼感、動作の完成度	(対使用者) 補助犬がどの程度の安心感をもたらすか、社会への配慮がどの程度できるか、犬の扱いの知識、的確なコマンドが出せているか (対候補犬) 使用者の要求の把握、使用者への注目、落ち着き	○マッチング ○使用者の管理能力(ハンドリング、コントロール) ○動作の習得状況(使用者の的確な指示や扱い、候補犬の要求への対応や落ち着き)
医師	2	使用者の障害状況から適切な使用についての判断	1	使用者の身体的負担、補助犬の効果などを審査			1	申請者の健康への影響等	1	使用者の医療面について	1	障害の度合いに補助犬は適応しているか	(対使用者) QOLの向上の見分け (対候補犬) 使用者の健康状態に与える影響	(対使用者) 生きがい、精神面でプラスになるか (対候補犬) 使用者の負担となっていないか	○使用者の障害から見た適切な使用(健康への影響や身体的負担など) ○使用者のQOL向上に資するか(補助犬の効果、適応など)
獣医師	1	犬の特性・健康状態等から介助犬としての使用についての判断	1	補助犬の身体的負担、補助犬の効果などを審査			1	候補犬の身体状況の確認や作業負荷の確認	1	候補犬の健康状態について	1	犬の健康および、使用者の健康管理の知識と能力。ケアが適切か?	(対使用者) QOLの向上の見分け (対候補犬) 犬への負担の見極め	(対使用者) 存在が有意義か、動物と共存する知識があるか (対候補犬) 使用者を助けていることの自覚、犬の負担	○犬の特性から見た補助犬としての使用の適性(健康状態、身体的負担、作業付加など) ○使用者の健康管理能力 ○使用者のQOL向上に資するか
作業療法士	1	主に作業課題や介助犬の管理方法等についての判断	1	補助犬が、補助具としての役割を適切に果たしているかなどを審査	1	リハの観点から評価	1	健康への影響や自立や社会参加に寄与できるか否か	1	主に上肢機能や飼育動作	1	耳だけでなく、身体に障害もある方も多く、聴導犬の場合も、審査に入っただけことがある。作業としてその補助犬がふさわしいか、無理がないか? 使用者の福祉、幸福感、QOLを向上させているか?	(対使用者) QOLの向上の見分け (対候補犬) 補助具として機能しているか	(対使用者) 補助具としての使いこなし (対候補犬) 補助具としての役割	○補助具としての役割を果たしているか(自立や社会参加に寄与できているか、作業に無理がないかなど) ○リハの観点 ○使用者のQOL向上に資するか
理学療法士	1	使用者の基本動作との関連から介助犬使用についての判断	1	補助犬を使用する際のより良い体制などを理学療法の視点から評価し審査	1	リハの観点から評価	1	〃	1	主に下肢機能や移動動作			(対使用者) QOLの向上の見分け	(対使用者) 補助具としての使いこなし	○補助具としての役割を果たしているか(動作との関連など)

	指定法人①		指定法人②		指定法人③		指定法人④		指定法人⑤		指定法人⑥		指定法人⑦(今回ご回答)		まとめ
	人数	役割	人数	役割	人数	役割	人数	役割	人数	役割	人数	役割	審査時の役割	持つべき視点	
言語 聴覚士	1	聴覚障害を補完する手段としての適性及び聴導犬とのコミュニケーション手段について判断	1	補助犬使用が、使用者の社会参加や生活の質の向上などがどの様与える影響を審査					1		1	その補助犬が 使用者の福祉、幸福感、QOLを向上 させているか？	(対候補犬) 補装具として機能しているか (対使用者) QOLの向上の見分け (対候補犬) 補装具として機能しているか	(対候補犬) 補装具としての役割 (対使用者) 補装具としての使いこなし (対候補犬) 補装具としての役割	○リハの観点 ○使用者のQOL向上に資するか ○補装具としての役割を果たしているか(コミュニケーション手段として、社会参加に寄与できているかなど) ○使用者のQOL向上に資するか、幸福感
社会 福祉士	2	周囲との関係等から使用者と介助犬の マッチングを総合的に判断	1	補助犬使用が、 使用者の社会参加や生活の質の向上 などがどの様与える影響を審査	1	周囲との関係性	1	補助犬との生活に関する 社会資源の活用状況等 の確認	1	使用者と候補犬の 生活環境や社会参加 について	1	その補助犬が 使用者の福祉、幸福感、QOLを向上 させているか？	(対使用者) QOLの向上の見分け (対候補犬) 使用者の負担となっていないか	(対使用者) 使用者にとって有意義か (対候補犬) 社会活動をどのように支えているか	○マッチング ○使用者の社会参加 ○使用者のQOL向上に資するか、幸福感 ○周囲との関係性
その他	2	上記職種を補完する立場から助言をおこなう	1	(法人理事長) 介助犬が使用者の役に立っているか、また使用者が補助犬法によって与えられる権利をしっかりと把握し適切に介助犬を使用できるかなどを 総合的な視点で審査	1	(介助犬トレーナー) ポジショニング等	1	(委員長) 身体障害者補助犬 法の理解	各1	委員長：各委員の 意見を集約 して合否判定 その他(生活支援課長、総合相談部長、福祉用具プラザ所長)：それぞれの立場から社会生活、使用者と候補犬との マッチング について	各1	心理職：これまでは、貸付の事前審査にのみ関与。 使用者の精神状態の安定 などについて指導をいただく。 また、精神疾患などお持ちの場合は、その病気についての注意点や助言をいただいていた。 身体障害者相談員：使用者の目線で、補助犬 使用者としてふさわしいかどうかを審査 。また、候補犬の 質や訓練成果 もチェックしていただく。	※心理職等専門職 (対使用者) QOLの向上の見分け (対候補犬) 使用者の負担となっていないか	※心理職等専門職 (対使用者) 使用者にとって有意義か (対候補犬) 使用者のストレスを和らげているか	■総合的な判断(委員長) ■使用者の精神状態への影響など(心理職) ■マッチング、適性など(行政担当者等)